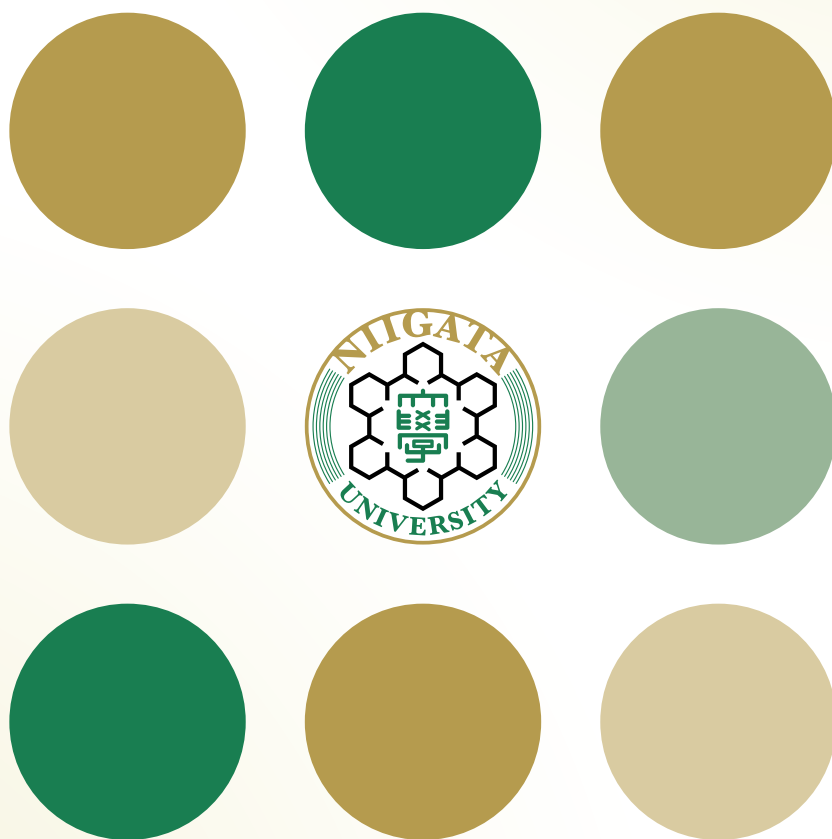


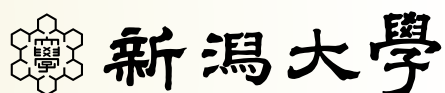
学生便覧

2023

NIIGATA UNIVERSITY



Niigata University



新潟大学の理念・目標

新潟大学は、高志^{こし}の大地に育まれた敬虔質実の伝統と世界に開かれた海港都市の進取の精神に基づいて、自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献することを全学の目的とする。

この理念の実現と目的の達成のために、

- 1 教育の基本的目標を、精選された教育課程を通じて、豊かな教養と高い専門知識を修得して時代の課題に的確に対応し、広範に活躍する人材を育成することに置く、
- 2 研究の基本的目標を、伝統的な学問分野の知的資産を継承しながら、総合大学の特性を活かした分野横断型の研究や世界に価値ある創造的研究を推進することに置く、
- 3 社会貢献の基本的目標を、環日本海地域における教育研究の中心的存在として、産官学連携活動や医療活動等を通じ、地域社会や国際社会の発展を支援することに置く、
- 4 管理運営の基本的目標を、国民に支えられる大学としての正統性を保持するために、最適な運営を目指した不断の改革を図ることに置く。

学 年 暦

4月1日	学年開始
6月1日	新潟大学開学記念日
8月11日	夏期休業（9月30日まで）
12月27日	冬期休業（1月6日まで）
3月11日	春期休業（3月31日まで）
3月31日	学年終了

授 業 時 間 割

昼 間 コ ー ス

時 限	授 業 時 間
1時限	8時30分～10時00分
2時限	10時15分～11時45分
H・T	11時55分～12時45分
3時限	12時55分～14時25分
4時限	14時40分～16時10分
5時限	16時25分～17時55分

時 限	授 業 時 間
6時限	18時05分～19時35分
7時限	19時45分～21時15分

※ H・T（オナーズタイム）は原則として、副専攻等における授業時間帯とする。

CONTENTS

I 学生生活の手引き

1. 学生生活を始めるにあたって	1
2. 奨学金について	5
3. 授業料の免除及び徴収猶予について	8
4. アルバイトについて	8
5. 学生寄宿舍（学生寮）・アパート等について	8
6. 通学定期乗車券及び学生旅客運賃割引証（学割証）について	9
7. 学生相談について	10
8. 進路について	10
9. インターンシップ等	11
10. レポート作成の際の注意事項	12

II 課外活動

1. 課外活動諸手続	14
2. サークル活動	15
3. 課外活動に関する行事・催物	15
4. 課外活動関係施設	16
5. 学生会館	17

III 海外留学

1. 新潟大学の留学制度について	18
2. 海外留学のための奨学金について	19
3. 留学に関するガイダンス・留学相談等について	20
4. 留学の安全・危機管理について	20

IV 保健管理センター

V 福利厚生

1. 福利厚生施設	23
2. 新潟大学生生活協同組合	24

VI	合宿研修施設等	25
VII	図書館	26
VIII	諸規則	29
IX	学生の主な利用窓口の所在地・電話番号	102

新大生のための 公式アプリ

はじめました



新潟大学



**新大での生活に必要な情報を
ぜ〜んぶ集めました！**

- ・大学からの重要なお知らせ
- ・『今日の新大』：
各施設営業状況や学務係連絡先、
お役立つリンク集も掲載しています！(日々更新)
- ・各種事務手続き
- ・サークル情報や課外活動施設の予約
- ・奨学金情報

etc...情報は随時アップデート！

アプリ詳細
ダウンロードはこちらから



iOS



Android

新潟大学

新潟大学新潟地区案内図

旭町キャンパス

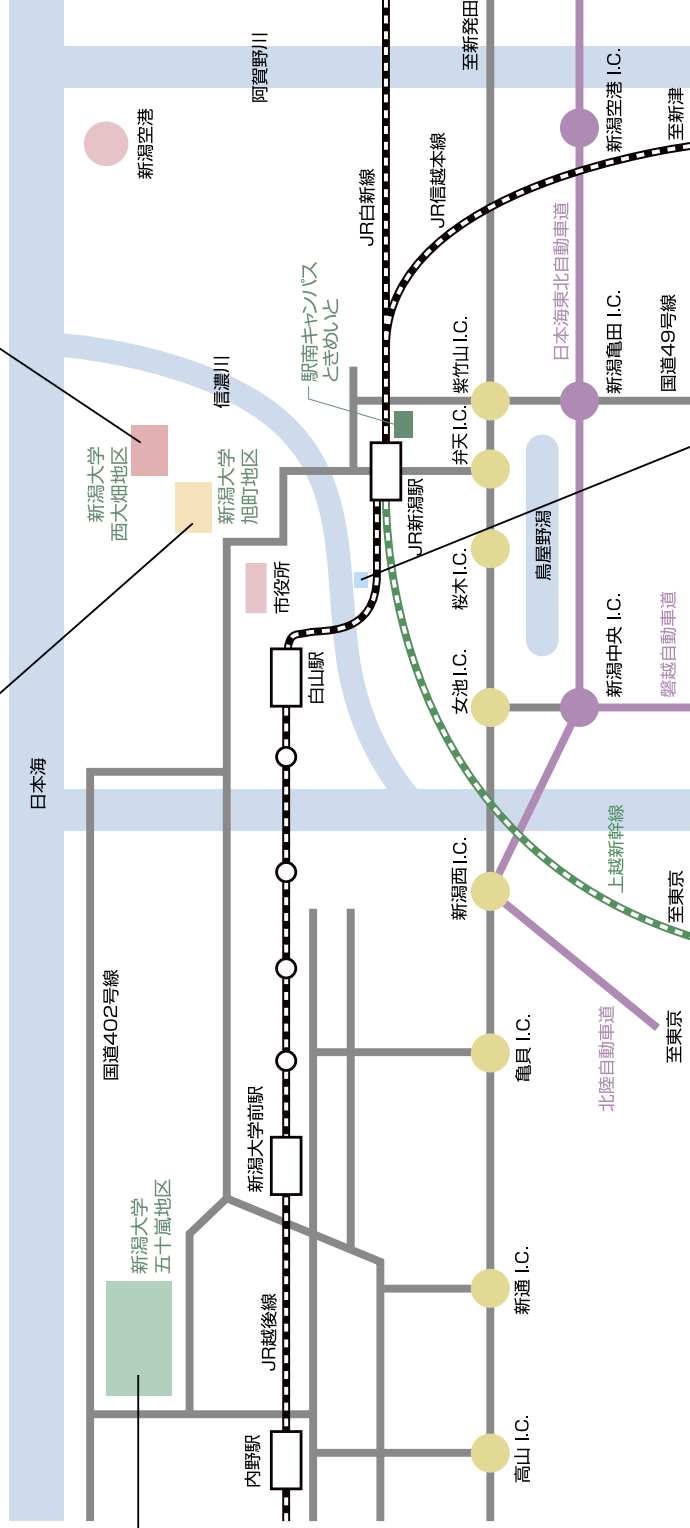
医学部
歯学部
大学院保健学研究科
大学院歯学総合研究科
医歯学総合病院
脳研究所
医歯学図書館(旭町分館)
旭町学術資料展示館
旭町地区RI共同利用施設

西大畑キャンパス

附属特別支援学校
附属新潟小学校
附属新潟中学校

五十嵐キャンパス

事務局
人文学部
教育学部
法学部
経済科学部
理学部
工学部
農学部
創生学部
大学院教育実践学研究科
大学院現代社会文化研究科
大学院自然科学研究科
看護教諭特別研究所
災害・復興科学研究所
教育基盤機構
大学院教育支援機構
研究統括機構
社会連携推進機構
附属図書館
情報基盤センター
広報室
ダイバーシティ推進センター
保健管理センター
学生寄宿舎(五十嵐寮・六花寮)
国際交流会館
科学技術交流悠久会館



ボート艇庫

I 学生生活の手引き

1. 学生生活を始めるにあたって

(1) 学生関係業務の概要

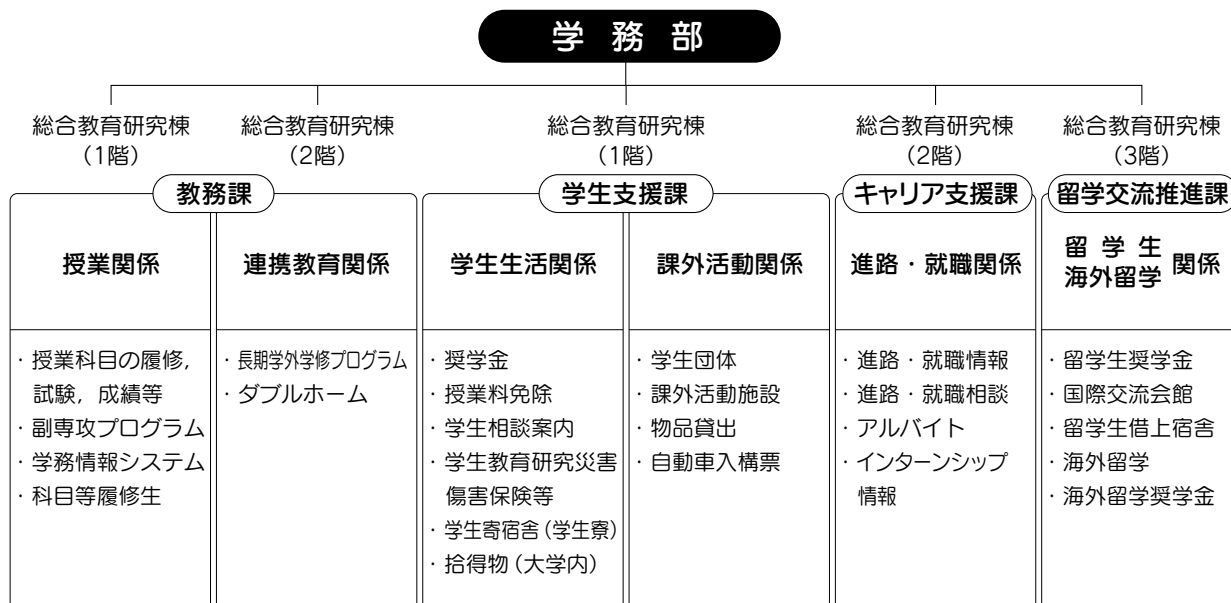
本学には、みなさんが充実した学生生活を送れるよう、助言並びに援助することを目的として、学務部に学生支援課、教務課、入試課、キャリア支援課、及び留学交流推進課を置き、また各学部・研究科に担当の係を置いています。みなさんが学生生活を送る上で、少なからず生じてくると思われる修学上の問題をはじめ、経済的問題、課外活動、その他いろいろな問題について相談を受け、その援助等行っています。困ったことがあったら、気軽に訪ねてください。なお、みなさんにとって重要な手続等は「掲示」又は学務情報システムの「連絡通知」によってお知らせしますので、必ず確認してください。

学務部及び各学部・研究科の業務の概要は、次のとおりです。

業 務 内 容	
学生支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金に関する事。 ・入学金及び授業料の免除及び徴収猶予に関する事。 ・学生寄宿舍（学生寮）に関する事。 ・保健管理に関する事。 ・学生相談に関する事。 ・福利厚生施設に関する事。 ・学生教育研究災害傷害保険等に関する事。 ・課外活動に関する事。 ・体育施設及び課外活動施設に関する事。 ・学生会館及び合宿研修施設に関する事。 ・新大広報に関する事。 ・学生の事故に関する事。
教務課	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、試験、成績等に関する事。 ・学務情報システムに関する事。 ・授業内容・教授方法の改善向上に関する事。 ・副専攻プログラムに関する事。 ・教育実習及び教育職員免許状に関する事。 ・ダブルホームに関する事。 ・長期学外学修プログラムに関する事。 ・大学院生支援に関する事。
入試課	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者の選抜に関する事。 ・入学者の選抜方法に関する事。
キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援に関する事。 ・進路・就職・キャリア相談及び指導に関する事。 ・インターンシップに関する事。 ・アルバイトに関する事。
留学交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人留学生に関する事。 ・外国人留学生の奨学金に関する事。 ・国際交流会館及び留学生借上宿舎に関する事。 ・海外留学及び海外留学奨学金に関する事。

各学部・研究科の担当	業 務 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程に関する事。 ・入学、休学、退学、卒業等に関する事。 ・授業、試験、成績等に関する事。 ・研究生に関する事。 ・在学、成績、卒業等の諸証明に関する事。 ・学部・研究科内の厚生施設に関する事。 ・学部・研究科の行事に関する事。 ・進路に関する事。 ・その他学生生活全般に関する事。

(2) 五十嵐キャンパス「学生窓口」ガイド（窓口時間 8：30～17：15）

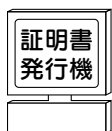


各学部・研究科の担当係

授 業 関 係	学生生活関係	証 明 書 関 係	異 動 関 係	進 路 関 係
<ul style="list-style-type: none"> ・ 履修相談等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拾得物（学部内） ・ 通学証明書等 （証明書発行機で発行できないもの） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 休学、退学 ・ 住所変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路情報 ・ ガイダンス ・ 進路相談

証明書の発行

各学部・研究科学務係等の窓口にある証明書発行機から、画面に従って各自が随時発行してください。



- ・ 在学証明書
- ・ 卒業見込証明書
(卒業年次のみ)
- ・ 成績証明書
- ・ 学割証
- ・ 健康診断証明書

〔総合教育研究棟
1階及び駅南キャンパス
「ときめいと」にもあります。〕

(3) こんなときの窓口

みなさんが大学生活を送る上で、種々の手続を行う必要があります。授業料の納付、身上異動の届出、履修上の相談及び各種証明書の申請等諸手続の窓口は、次の表のとおり学務部及び各学部・研究科の担当係で取扱っています。

① 授業料

区 分	納 付 時 期	納 付 方 法・納 付 場 所
前 期 分	5月27日 (口座引落日)	入学後、本学WEBサイトから登録いただいた金融機関の口座から、口座引落により納付することとなります。 口座引落日の前日までに指定した口座へ、必要額を入金してください。(引落日は、各月とも通常27日ですが、この日が土曜・日曜・祝日等に当たった場合は翌営業日に繰り下がります。)
後 期 分	11月27日 (口座引落日)	

② 授業料免除等及び奨学金

区 分	担 当 窓 口	備 考
授業料免除及び徴収猶予を希望するとき	学務部学生支援課	8ページ参照
奨学金の給付・貸与を受けたいとき		5～7ページ参照

③ 履修相談等

区 分		担 当 窓 口		
		五十嵐キャンパス 全学部の学生	医学部及び歯学部	
			第1年次の学生	第2年次以上の学生
学 部	Gコード科目及び副専攻プログラムに関する授業について	学務部教務課		所属する学部・学科の担当係
	専門教育に関する授業について	所属する学部の担当係	学務部教務課又は所属する学部・学科の担当係	
	全ての授業科目の履修に関すること			
大学院		所属する研究科の担当係		

④ 各種証明書及び手続等

区 分			担 当 窓 口			
			五十嵐キャンパス全学部 の学生	医学部及び歯学部		大学院
				第1年次の学生	第2年次以上の学生	
証 明 書 の 申 請	JR通学定期乗車券 用の通学証明書	必要とする日の前日（土・ 日曜日及び祝・休日を除く。） までに所定の申込み用紙 で申し込むこと。	所属する学部 の担当係	学務部学生支 援課	所属する学部 の担当係	所属する研究 科の担当係
	在学証明書 JR学割証 成績証明書	随時「証明書発行機」に より各自で出力すること。	所属する学部・研究科の担当係又は学務部学生支援課・教務課			
	在寮証明書	必要とする日の3日前（土・日曜日 及び祝・休日を除く。）までに所 定の申込み用紙で申し込むこと。	学務部 学生支援課			
	学生証（再交付）	必要とする日の2週間前まで に所定用紙で申し込むこと。				
身 上 異 動	宿所を変更したとき	連絡先届（再提出） 学務情報システムの現住 所も変更すること。				
	氏名が変わったとき	改氏名届				
	連絡先や、緊急連絡先の住所が変わったとき					
休 学 ・ 復 学 ・ 留 学 ・ 長 期 欠 席 等	休学（休学期間の延 長）したいとき	休学申請書 休学期間延長申請書	所属する学部 の担当係	所属する学部の担当係		所属する研究 科の担当係
	復学したいとき	復学届	日本学生支援機構奨学生は、奨学金に関する「異動届」を学務部学生支援課に提出してください。（6ページ参照）			
	留学したいとき	留学申請書				
	病気や事故等のため 2週間以上授業を 欠席するとき	長期欠席届				
	海外渡航するとき	海外渡航計画書				
	退学したいとき	退学申請書				
学 生 生 活	アパート等を紹介 してほしいとき	8ページ参照	新潟大学生生活協同組合 組合員センター （第1食堂内）			
	学寮に入りたいとき	8ページ参照	学務部学生支援課			
	進路について相談 したいとき	10ページ参照	キャリア・就職支援オフィス			
	アルバイトを紹介 してほしいとき	8ページ参照				
課 外 活 動	団体を結成しよう とするとき	団体結成願	所属する学部 の担当係	学務部学生支 援課	所属する学部 の担当係	所属する研究 科の担当係
	集会や催物を行お うとするとき	集会（催物）願	ただし、団体等が2学部（又は研究科）以上の 学生で構成される場合は、学務部学生支援課			
	文書や印刷物を掲 示、配布、発行しよ うとするとき	文書・印刷物の掲示、配布、 発行願				
	体育施設・課外活動 施設を臨時に利用 したいとき	施設予約システム（新潟 大学アプリ）から申し込 むこと。	学務部学生支援課 （新潟大学アプリについては、目次ページ下段参照）			

2. 奨学金について

日本学生支援機構、地方公共団体や民間の奨学事業団体の行っている奨学金制度があります。奨学生の募集については、学務部学生支援課奨学金関係掲示板及び各学部・研究科掲示板並びに学務情報システムの「連絡通知」によりお知らせします。学年や奨学金の種類によって募集の時期が異なっていますので、申請の機会を逃したり、締め切り期日に遅れたりしないよう注意してください。

なお、奨学金関係の担当部署は、学務部学生支援課です。

(1) 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構は、人物・学業ともに優れ、かつ、経済的理由により修学困難な学生に対し、学資の支給を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする独立行政法人です。

① 奨学金の種類

- 第一種奨学金（無利息の貸与奨学金）
- 第二種奨学金（利息付きの貸与奨学金。利率は変動性で年利3%以下。在学中は無利息。）
- 入学時特別増額貸与奨学金

奨学金の貸与を受ける者に対し、希望により、入学年月（又は日本学生支援機構が定めた年月）の基本月額に定額（10～50万円）を増額して貸与します。

- 給付奨学金

② 貸与奨学金の月額

対象学生	第一種	第二種
学部	自宅通学者 20,000円, 30,000円, 45,000円 から選択 自宅外通学者 20,000円, 30,000円, 40,000円, 51,000円から選択	2万円から12万円の間で1万円単位で選択
大学院修士 博士前期課程	50,000円, 88,000円から選択	5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円から選択
大学院博士 博士後期課程	80,000円, 122,000円から選択	5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円から選択

③ 給付奨学金の区分と月額

対象学生	給付奨学金の区分	自宅通学	自宅外通学
学部	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金の区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

④ 募集及び申請

春（給付奨学金は加えて秋頃）に奨学生を募集します。奨学生募集案内は、学務情報システム連絡通知及び掲示等によりお知らせします。（入学者への奨学生募集案内は各学部・研究科から送付される「入学手続案内」等に記載してあります。）

なお、家計を支えている者が、失職・病気・死亡等又は火災・風水害による被災等により家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に、随時受け付ける制度があります。希望する者は、速やかに学務部学生支援課（電話 025-262-7337）へ相談してください。

⑤ 奨学生の選考及び採用

学力・人物について審査し、奨学生としての適格者を日本学生支援機構へ推薦します。日本学生支援機構では、家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

⑥ 奨学生の手続

奨学生に採用されると次の手続があります。

a. 在籍報告（給付奨学生のみ）

在籍状況や通学形態等の申告内容に変更がないことについて、毎年2回（4月・10月）インターネットを通じて報告する必要があります。

b. 適格認定

毎年12月頃に「奨学金継続願」について掲示等によりお知らせします。各自でインターネットにより手続を行ってください。この手続を怠ると奨学金が停止又は廃止されます。

c. 「異動届」等各種届出の提出

休学、退学、留学等の異動及び保証人等の変更があった場合は、速やかに学務部学生支援課へ連絡してください。

⑦ 奨学金の休止・停止及び廃止

奨学生に採用された後、休学や学業不振等により奨学金の交付条件を欠くことになった場合は、奨学金が休止・停止又は廃止されます。

⑧ 貸与奨学金の返還

卒業、修了、貸与期間満了、退学、辞退、廃止等の理由により奨学金の貸与が終了した場合には、貸与を受けた奨学金（第二種にあっては、卒業・修了後から付く3%以下の利息を含む）を所定の期間内に月賦、月賦・半年賦併用のいずれかで返還しなければなりません。

(2) 地方公共団体及び民間の育英奨学事業

日本学生支援機構以外にも、地方公共団体及び育英奨学事業団体の行っている奨学金制度があります。大学に募集依頼があったものについては、その都度、ホームページに掲載します。募集時期のほとんどは4月から6月です。本学に募集通知がない団体もありますので、その場合は、地元の教育委

員会等へお問い合わせください。

(詳しくは、ホームページ <http://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/scholarship/organization> をご覧ください。)

(3) 新潟大学学業成績優秀者奨学金【学部学生対象】

a. 目的

本学では、在学生の更なる学業成績の向上と学生の活力の醸成を図るため、学業成績優秀者を対象とした本学独自の奨学金制度を行っています。

b. 支給対象者の概要と授与者数

支給対象者の概要	授与者数
第2年次以上の学生のうち、前年度に取得した単位数の合計が修業年限内に卒業するために必要な標準修得単位数以上の者で、かつ、前年度の成績評価においてGPAの値（GPAを採用していない学部は、「優」以上の割合）が在籍する学部の上位である者に年1回、返還を要しない奨学金を授与し、顕彰する制度。（参考：前年度授与額 10万円）	各学部 各年次 から3人 (ただし、医学部は各 学科各年次から3人)

※奨学金の授与対象者は、各学部長の推薦に基づき学長が選考します。また、奨学金の額は、毎学年の始めに決定します。

(4) 新潟大学修学支援貸与金制度

a. 申請資格・貸与金額・人数等

この制度は、家計事情等の理由により、一時的に必要となる学資（学会参加旅費、書籍代、教材費、授業料など）の支弁が困難となった者に対し、一時金として5万円～10万円までの範囲で、無利子の修学支援金を貸与する制度です。

貸与者の選考は、申請者からの提出書類を基に、学長が選考します。

貸与は予算の範囲内で行うので、応募人数又は希望する貸与金額の額により貸与人数が増減します。

募集の時期は、4月及び10月の年2回（ただし、家計急変者は随時。）で、募集案内は学務情報システム連絡通知及び掲示等によりお知らせします。

b. 貸与金の返還

貸与金の返還は、貸与を受けた日から2年以内に完了することとなります。

ただし、返還を完了する日が、卒業（修了）する日を超えるときは、卒業（修了）する日までに返還を完了することとなります。

(5) 新潟大学修学応援特別奨学金

a. 目的

この制度は、学資負担者の家庭急変により、修学の継続が困難となった者に対して、安定的な学修環境の確保を図るため、返還不要の奨学金を給付する制度です。

b. 申請資格・給付金額等

日本学生支援機構奨学金（以下、「支援機構奨学金」という。）の「緊急採用」又は「応急採用」奨学金の貸与を受けることなどを条件とし、支援機構奨学金の貸与開始月から1年間、月額3万円の奨学金を給付します。

3. 授業料の免除及び徴収猶予について

授業料は、学則76条の規定により所定の期限までに納付しなければなりません。しかし、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は学資負担者の死亡、風水害による災害等の特別な事情により授業料の納付が著しく困難な学生には、願い出に基づき選考の上、授業料の全額又は一部を免除することがあります。

また、経済的理由その他により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる学生には、願い出に基づき選考の上、授業料の徴収猶予が認められることがあります。詳細については、国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程（74ページ）を参照してください。

授業料の免除及び徴収猶予の申請案内は、学務部学生支援課授業料免除関係掲示板及び各学部・研究科掲示板並びに学務情報システムの「連絡通知」によりお知らせしますので、各期（前期・後期）ごとの指定日に手続を行ってください。指定された日以外の申込みは受けませんので十分注意してください。

なお、授業料免除関係の担当部署は学務部学生支援課です。

※学部学生（日本人学生等）は、高等教育の修学支援新制度により授業料免除を実施します。本学ホームページを確認してください。

URL：https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/he_syugakushien/

4. アルバイトについて

キャンパスライフ支援部門キャリア・就職支援オフィスでは、アルバイトを希望する学生のために「学生アルバイト情報ネットワーク」に加入して、アルバイトの紹介を行っています。

アルバイトに従事するにあたっては、学業に支障をきたさないように心がけてください。

就労上の注意・心構え

アルバイトの申込後、取り消したり、約束の日時に指定場所へ行かないなど、無責任な行動を取る学生がいます。求人側としては、一つの仕事に対して綿密な計画を立てた上で必要最小限の人数を依頼してきますので、安易な考えで取り消したり、無断欠勤することは大学の信用をそこない、ひいては社会から批判される恐れがあります。このようなことのないよう十分注意し、学生の皆さんの自覚と協力をお願いします。

新潟大学アルバイト紹介システム URL <https://baitonet.jp/niigata-u/>

5. 学生寄宿舍（学生寮）・アパート等について

(1) 学生寄宿舍（学生寮）

学生寮は、学生に安定した生活の場を提供し、修学上の便宜を図ることを目的として設置されたものです。（新潟大学学寮規程については、97ページを参照。）

学寮の定員、所在地、寮費等は、次のとおりです。

寮名	収容定員	入寮対象	所在地	1か月の寮費等	備考
六花寮男子棟	100人	学部・ 養護教諭特別別科・ 研究科男子学生	新潟市西区五十嵐 2の 町8050番地 電話 025 (262) 6201	約20,000円 (寄宿料, 光熱水 料, その他)	・個室 (12.46㎡) ・食事提供なし
六花寮女子棟	100人	学部・ 養護教諭特別別科・ 研究科女子学生			
五十嵐寮A棟	200人	学部・ 養護教諭特別別科・ 男子学生	新潟市西区五十嵐 2の 町8050番地 電話 025 (262) 6202	約11,300円 (寄宿料, 光熱水 料, その他)	・個室 (9.45㎡) ・食事提供なし
五十嵐寮B棟	200人	学部・ 養護教諭特別別科・ 女子学生		約11,300円 (寄宿料, 光熱水 料, その他)	

入寮者の募集は、原則として新入生を対象に行っていますが、欠員が生ずる場合もありますので、入学後に入寮を希望する学生は、学務部学生支援課に問い合わせてください。

(2) アパート等

アパート等の情報提供については、新潟大学生生活協同組合（第1学生食堂内）組合員センターが取扱っています。

料金は、概ね下宿（2食付き）は40,000円～50,000円、アパート・マンションは15,000円～55,000円程度ですが、部屋の状態、地域等により若干の高低があります。

6. 通学定期乗車券及び学生旅客運賃割引証（学割証）について

この制度は、特に教育的見地から、修学上の経済的負担を軽減し学校教育の振興に寄与することを目的として実施されています。利用に際しては、この目的を十分理解し、乱用、不正使用などの行為により、せっかくの恩恵を停止させられることのないよう注意してください。

なお、手続等の窓口は、4ページに掲載する表のとおりです。

(1) 通学定期乗車券

通学証明書（JR）の交付

所属する学部・研究科等の担当係に申請して通学証明用シールの交付を受けてください。

(2) 学生旅客運賃割引証（学割証）

旅客鉄道株式会社（JR）を利用し、片道100kmを超える区間を旅行する場合で、次の目的のものは、学割証の使用が認められています。

学割証を利用すると、普通旅客運賃が2割引になります。

① 学割証の利用目的

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習などの正課の教育活動
- ・ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理

- ・保護者の旅行への随行

② 学割証の無効

次の場合は、学割証は無効となりますから、取扱いに注意してください。

- ・記入事項を抹消したり、改変したとき
- ・有効期間（3か月）を経過したとき

③ 学割証の不正使用

学割証は、本人（記名人）以外には使用できません。不正に使用した場合は、新潟大学全体が発行停止の処分を受け、他の学生に迷惑をかけることとなりますので、十分注意してください。

④ 学割証の交付

所属する学部・研究科等の担当係又は学務部学生支援課・教務課、 駅南キャンパスときめいとに設置してあるパソコン（「証明書発行機」）により各自で出力してください。

7. 学生相談について

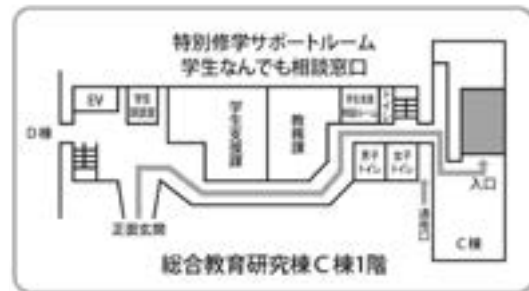
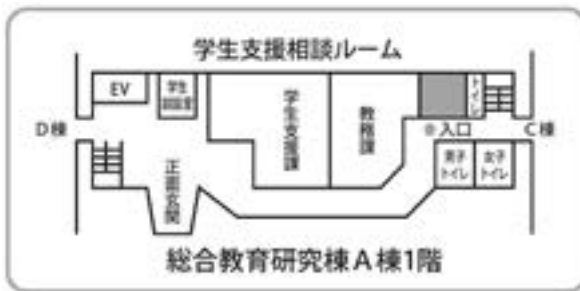
学生のみなさんには、学生生活を送る上で、学業、進路、人生、対人関係、家庭、家計・学資等の問題で悩んだり困ったりすることがあると思います。

本学では、そのようなみなさんのいろいろな悩みや困りごとについての相談に応じられるように、各学部等によって体制は異なりますが、「学務委員、学年主任、アドバイザー教員等」が置かれています。

また、全学的には、「学生相談室」、「学生なんでも相談窓口」、「学生支援相談ルーム」及び特別な支援が必要な学生に対しての単位取得に関する対応と大学生活をサポートするための支援を行う「特別修学サポートルーム」を設けています。

ひとりで悩まずに何でも相談してください。

学生のみなさんのプライバシーや秘密は確実に守られます。



8. 進路について

学生のみなさんの進路や就職に関する相談をはじめ、就職活動に役立つ資料や本学OB・OG名簿等の閲覧ができる、キャンパスライフ支援部門キャリア・就職支援オフィスは総合教育研究棟D棟2階にあります。

ホームページでは就職関連情報の収集や求人情報の検索、これまで開催された各種就職支援行事等の動画が視聴できます。

主な就職支援行事として、自己理解セミナー・業界研究セミナー・ビジネスマナーセミナー等、年間を通して多数の行事を開催しています。これらの行事は、皆さんの学年に応じてメールやホームページで案内しています。

なお、首都圏に就職を希望する学生のために、東海大学と就職支援協定を締結しています。これによ

り、首都圏での就職・求人情報を東海大学高輪キャンパス（東京都港区）で入手することができ、他にも、本学指定の履歴書の購入や休憩場所としても利用できます。（事前連絡が必要）

9. インターンシップ等

大学等におけるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組は、大学等での学修と社会での経験を結びつけることで、学修の深化や学習意欲の喚起、職業意識の醸成などにつながるものであり、その教育的効果や学生のインターンシップを始めとするキャリア形成支援における効果が十分に期待できる重要な取組です。

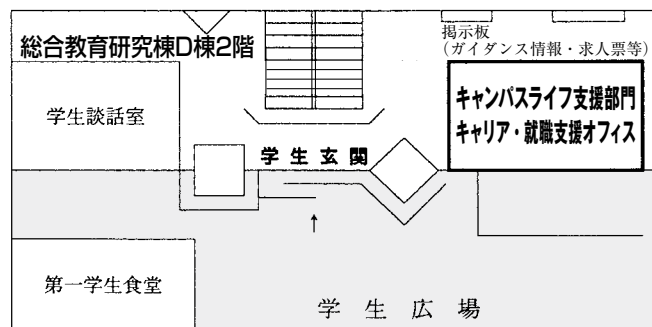
インターンシップと一口にいても、その内容・期間（時期）・受入れ条件などは様々です。大学で実施するもののほかにも、企業・団体等が実施し学生から直接申込みのもの、または就職支援会社等を経由して学生から直接申込みのものなど、その形式は多様化しています。

キャンパスライフ支援部門キャリア・就職支援オフィスでは、ホームページにインターンシップ等実施情報を掲載しているほか、企業等から届いたインターンシップ等の募集案内を掲示等していますので、皆さん自身で興味のあるインターンシップ等情報を探することができます。

なお、インターンシップ等に参加する場合は、万一の事故に備え、必ず学生教育研究災害保険・学研災付帯賠償責任保険（学研災・学研賠）に加入し、所定の手続きを行ってください。ただし、手続きに不備があると保険は適用されませんので、注意してください。

詳細は、ホームページ内 インターンシップ等情報を確認してください。

<https://www.career-center.niigata-u.ac.jp/internship/>



10. レポート作成の際の注意事項

文献・電子書籍やインターネットの記述をレポートに利用する際には、利用した箇所が明らかになるように、必ず出典を明記してください。

以下の行為は研究活動上の不正行為のうち「盗用」にあたり、学問的に許されないことであるだけでなく、著作権法に違反する可能性もあり、罰則の対象となる可能性があります。絶対に行ってはけません。

- 作成者の許諾のあるなしに関わらず、他人が作成したレポートを盗用し、自分が作成したものと偽って提出すること。
- 出典を明らかにせずに、文献やインターネット上の記述／電子書籍の内容をコピーし、レポート作成に利用すること。

特に、インターネット上の文章や図表を、出典を明らかにせず、単に「コピー／貼り付け」にて作成することは、著作権を侵害するという点で社会的にも許されない行為です。複数の文章を組み合わせてコピーした場合でも同様です。レポート作成において、文献やインターネット上の記事を利用する際のルールについてわからない場合には、担当教員に相談してください。

(参考) 研究活動における特定不正行為

- ① 捏造
存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ② 改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ③ 盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

Ⅱ 課 外 活 動

文化系サークル



運動系サークル



課外活動について

課外活動団体に加入し、その活動を通じてさらに知性を高め、人間関係を学び、情操を豊かにし、責任ある社会の一員としての経験を積むことは、学生生活を有意義に送るための一つの手段です。これらの課外活動については、学務部学生支援課で助言指導を行っています。

1. 課外活動諸手続

課外活動が活発に行われることは大いに望ましく、人間として成長する上で大きな効果があることは明白です。しかし、学内の団体である以上、それぞれにふさわしい内容を持ち、教育・研究という大学の目的に合致した適正なものでなければなりません。この意味で、大学は教育者として、学内の秩序を守り、環境を維持する責任者として、これらの活動を行う際の基準を示しています。新潟大学学生通則(54・55ページ参照)がそれにあたります。新潟大学学生通則ほか、関係諸規程を遵守してください。

(1) 団体結成

新たに学内において団体を結成しようとするとき、又は団体の継続を希望するときは、毎年5月中旬までに、学務部学生支援課(単一学部・研究科の学生で構成される団体の場合は、所属する学部・研究科の担当係)に願い出てください。

なお、学生が学外において本学名を使用して団体活動をしようとするときは、その都度願い出てください。所定の用紙は、学務部学生支援課で交付します。

(2) 集会(催物)

学内において集会(催物)をしようとするときは、少なくともその期日の10日前までに学務部学生支援課(単一学部・研究科の学生で構成される団体の場合は、所属する学部・研究科の担当係)へ願い出て、承認を受けてください。

(3) 掲示・出版

学内において、2学部以上の学生で構成される団体が、文書や印刷物を掲示しようとするときは、その掲示内容を添えて、学務部学生支援課へ願い出、承認を受けてください。なお、所定の場所以外の掲示はできませんので、ご注意ください。

また、学内において、文書や印刷物を発行・配布しようとするときも、都度願い出てください。印刷物の発行についてはその印刷物(写)に目的、印刷部数、発行回数、配布先、予算等を記した計画書を添えて手続してください。

2. サークル活動

課外活動は、文化、運動の各サークル活動を通じて、会員相互の親睦、教養の向上並びに健康の増進を図ることを目的としています。

自分の興味、技能等に応じて自由にサークルを選び、学生生活を実り豊かなものにしてください。

3. 課外活動に関する行事・催物

(1) 学内行事

① 黎明祭^{れいめいさい}

黎明祭は、新入生を歓迎するため毎年4月に開催されます。当日は、各サークルによるアピール企画が盛りだくさんです。

② 新大祭

新大祭は、毎年10月に開催しています。当日は、各種ライブやダンス、トークショーや各種展示、模擬店での食品販売などが行なわれ、本学学生はもちろん、小さなお子様から地域の方々まで多くの人たちで賑わいます。

(2) 対外行事

① 関東甲信越大学体育大会

関東甲信越大学体育大会は、毎年8月下旬に関東甲信越地区の国公立大学12校が参加して行われる総合体育大会です。例年約3,500名の学生が参加し、全17種目において熱戦が繰り広げられます。

この大会の参加大学は、新潟大学のほか、宇都宮大学、筑波大学、茨城大学、埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、横浜市立大学、信州大学、山梨大学、群馬大学、都留文科大学です。当番競技は各大学の持ち回りで開催されます。

② 各種大会

北信越大会、中部日本大会、東日本大会、全日本大会、各大学定期戦などがあります。



関東甲信越大学体育大会

4. 課外活動関係施設

名 称	場 所	施 設 の 概 要	
		面積 (㎡)	内 容
第 1 体 育 館	五十嵐キャンパス	1,614	
第 2 体 育 館	〃	2,074	
第 3 体 育 館	〃	983	
武 道 場	〃	695	
陸 上 競 技 場	〃	36,000	トラック400m
陸上競技トレーニング施設	〃	60	
ト レ ー ニ ン グ 施 設	〃	308	
第 1 野 球 場	〃	11,398	
サッカー・ラグビー場	〃	12,640	
第2野球場・ラグビー場	〃	9,792	
テ ニ ス コ ー ト	〃	8,552	2箇所の計11面
ア ー チェ リ ー 場	〃	3,367	
弓 道 場	〃	284	
水 泳 プ ー ル	〃	865	25m, 7コース
厩 舎	〃	142	
馬 場	〃	3,552	
第 1 部 室	〃	242	22室, 和室1室
第 2 部 室	〃	546	32室
合 宿 所	〃	160	
自 動 車 部 車 庫	〃	72	
音 楽 練 習 室	〃	210	
旭町サークル共用施設	旭町キャンパス	1,697	
旭 町 体 育 館	〃	1,147	
旭 町 グ ラ ウ ン ド	〃	6,159	
旭 町 テ ニ ス コ ー ト	〃	2,611	4 面
旭 町 弓 道 場	〃	100	
ボ ー ト 艇 庫	新潟市中央区 上所1丁目10-18	487	合宿所を含む。

(備考) 施設の使用については、学務部学生支援課等へお問い合わせください。

5. 大学会館

五十嵐キャンパスの西側，工学部建物の正面に位置し，学生相互及び教職員との交流を深め，豊かな人間性・社会性を育てるための課外活動施設です。1階には食堂，談話室，2階には大・中・小集会室，大・小和室，音楽鑑賞室等が備えられています。

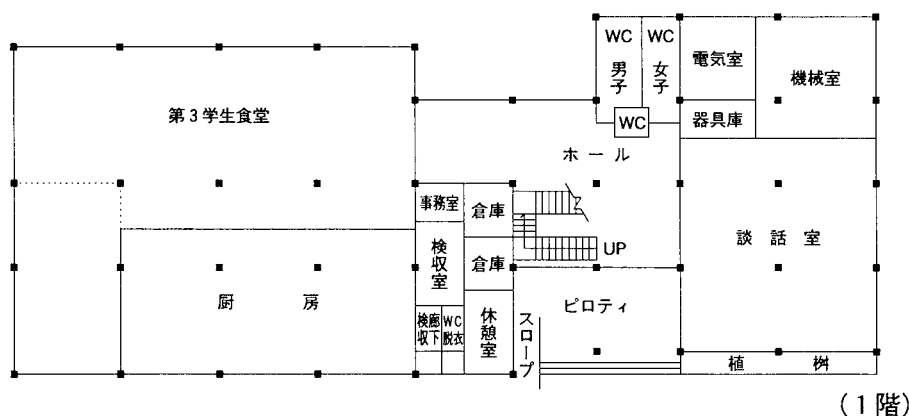
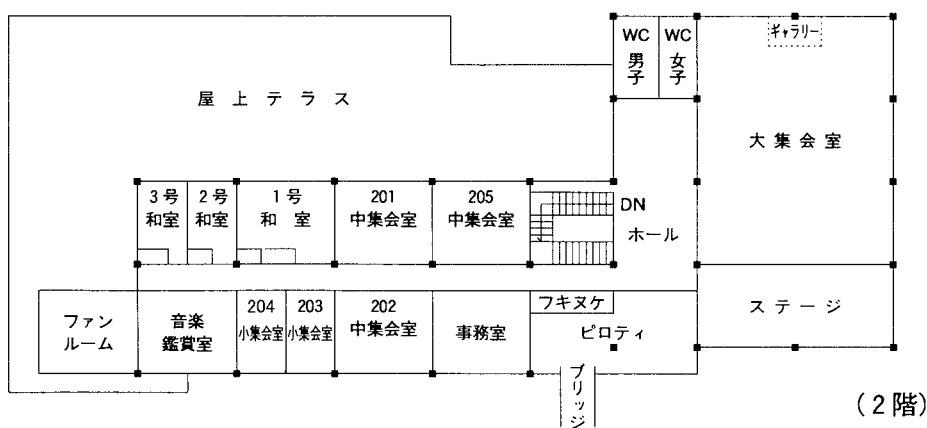
各集会室及び和室を使用する場合は，施設予約システム（新潟大学アプリ）から申請し，許可を受けてください。（新潟大学アプリについては目次ページ，新潟大学大学会館規程等については86ページを参照）

大学会館施設一覧

階	室名	収容人員	備考
1	第3学生食堂	377席	
1	談話室	約80人	
2	大集会室	約350人	ステージ付
2	中集会室 (201・202・205)	約30人	
2	小集会室 (203・204)	約15人	
2	和室 (1号)	約30人	水屋付
	和室 (2・3号)	約15人	
2	音楽鑑賞室	約20人	

大学会館平面図

階数	面積
2階	952.79㎡
1階	1406.18㎡
計	2358.97㎡



Ⅲ 海外留学

1. 新潟大学の留学制度について

新潟大学では、留学の目的や学習段階に応じて、留学の機会を幅広く提供しています。より多くの学生に国際経験の場を提供するために、海外が初めてでも参加しやすい「ショートプログラム」から、海外で各学部での専門分野を短期間学ぶ「専門分野プログラム」、さらには1学期間又は2学期間の「交換留学」へと、段階を追って留学できるプログラムを用意しています。

※新型コロナウイルス感染拡大状況によって、実施中止・延期またはオンラインプログラムに変更となる場合があります。

(1) ショートプログラム (1週間から5週間程度)	(2) 専門分野プログラム (1週間から数か月)	(3) 交換留学 (1学期間又は2学期間)
語学研修・異文化体験などを目的とした、全学部の学生を対象としたプログラム	各学部で用意している、それぞれの専門分野を学ぶプログラム	新潟大学が協定を締結している海外の大学(協定校)で、外国語や専門科目を学ぶ制度
<p><プログラム例></p> <ul style="list-style-type: none"> 北京サマーセミナー(中国) 韓国サマーセミナー カナダ・サマーセミナー オタゴ大学英語研修(ニュージーランド) 西シドニー大学国際交流プログラム(オーストラリア) オーストラリア多文化共生社会体験プログラム フィリピンALLC英語研修 シンガポール・スプリングセミナー オックスフォード大学スプリングセミナー(英国) 台湾スプリングセミナー 協定校でのドイツ語研修(独他) 	<p><プログラム例(実施学部)></p> <ul style="list-style-type: none"> アジア大学スポーツ交流プロジェクト(教育学部) インド海外研修, スリランカ海外研修(理学部) 国際医学生週間, 医学部海外派遣実習(医学部医学科) スリランカ, カナダでのグローバルヘルス人材育成プログラム(医学部保健学科) 歯学部短期海外派遣プログラム(歯学部) 課題解決型・アジア派遣G-DORM学生交流プログラム(工学部) グローバル農力養成プログラム(農学部) <p style="text-align: right;">他</p>	<p><協定校例>※のないものは、すべて大学間交流協定校(全学部学生が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北京大学* (中国) 仁荷大学, 漢陽大学(韓国) ロードアイランド大学(アメリカ) カリフォルニア州立大学ソノマ校(アメリカ) シドニー工科大学(オーストラリア) ナント大学(フランス) ミュンスター大学(ドイツ) チュラロンコン大学(タイ) アテネオ・デ・マニラ大学(フィリピン) アジア太平洋大学交流機構(UMAP) <p style="text-align: right;">他多数</p>
 <p>カナダ・サマーセミナー</p>	 <p>課題解決型・アジア派遣G-DORM学生交流プログラム(工学部・タイ)</p>	 <p>ロードアイランド大学(アメリカ)</p>

*学生交換協定を含む協定校一覧は「新潟大学 国際交流・留学」ホームページに掲載しています。

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/internationaldata/partner/>

*日本にいなから参加できるオンラインプログラムも積極的に活用してください。

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/online/>

*新潟大学における海外留学・危機管理について必ず確認してください。

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/safety/>

2. 海外留学のための奨学金について

新潟大学には充実した奨学金制度があり、多くの学生が（独）日本学生支援機構（JASSO）の給付型奨学金（返済の必要のない奨学金）を受給し、海外へ留学しています。全学対象の夏季・春季ショートプログラムのほか、専門分野プログラムや交換留学等も奨学金の支給対象となっており、条件を満たす学生には、渡航先により月額6～10万円が支給されます。

○ホームページ「新潟大学 国際交流・留学」⇒「海外への留学」⇒「海外留学の奨学金」

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/scholarship/>

(1) 給付型奨学金（返済不要）

奨学金の名称等	対象	支援内容	成績要件	応募方法
1. JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)	JASSOに採択された新潟大学のプログラム	月額6・7・8・10万円 (国・地域による) 別途、経済的に困窮した留学希望者が一定の家計基準（奨学金家計基準とは異なる）を満たした場合には、渡航等に必要なる費用を支援することを目的とした「渡航支援金」(16万円)あり。	あり	参加するプログラムの担当教職員または所属学部・研究科学務係に確認してください。
2. 新潟大学派遣留学支援制度（ Semester 留学奨学金） ※ JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）及び新潟大学基金を原資として学内で公募する奨学金。	1学期間又は2学期間の交換留学等	月額6・7・8・10万円（国・地域による） 別途、一定の条件を満たした場合に「渡航支援金」あり。詳細は、プログラム担当教員、または所属学部・研究科学務係に確認のこと。	あり	学内募集時に、所属学部・研究科学務係を通じて学生が応募
3. 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～ 公式 HP： https://tobitate.mext.go.jp/	28日以上1年以内の留学	・月額12万円または16万円 (国・地域による) (家計要件を満たさない場合は一律6万円) ・留学準備金15万円（アジア地域）・25万円（その他の地域） ・授業料※30万円 ※大学または大学院を留学先機関とし、留学計画に沿った専門分野を学ぶことを目的とした授業の授業料のみ。	なし	学生自身が立案・作成した留学計画について、大学を通して申請。学内募集時に学生が学務部留学交流推進課へ応募

その他、海外留学の奨学金には、上記以外にも、外国政府等奨学金（中国政府奨学金など）、地方自治体奨学金、民間団体奨学金など、様々な奨学金があります。積極的に情報収集し、ぜひ自分に合った奨学金を見つけて応募してみてください。大学を通して申請する海外留学奨学金については、上記「新潟大学 国際交流・留学」ホームページに情報掲載しています。また、JASSO「海外留学支援サイト」では、留学先国・地域についてだけでなく、海外留学奨学金について情報収集・検索することができます。<https://ryugaku.jasso.go.jp/>

(2) 貸与型奨学金（返済が必要）

○第二種奨学金（短期留学）

海外の高等教育機関に短期留学をするために奨学金を希望する人を対象に貸与する有利子の奨学金です。留学をする前に申込み「予約制度」のため、計画的に申し込んでください。詳しくは学務部学生支援課奨学支援係へお問い合わせください。(TEL 025-262-7337)

3. 留学に関するガイダンス・留学相談等について

学務部留学交流推進課では、海外留学に関心をもつ学生のために、「留学ガイダンス」「留学体験発表」「留学相談」等、各種支援を行っています。

(1) 留学ガイダンス・留学体験発表

海外留学に関心をもつ学生のために、4月と10月に「留学ガイダンス」を実施しています。ガイダンスでは、新潟大学の留学制度や留学の奨学金に関する説明と留学を体験した学生からの体験発表などを行います。また、留学体験発表は、各プログラムの参加者募集時期等にも不定期に開催しています。

留学ガイダンスや留学体験談発表の実施に関する案内は、「新潟大学 国際交流・留学」ホームページに掲載するほか学務情報システム連絡通知によりお知らせします。

<https://www.niigata-u.ac.jp/international/>

※新型コロナウイルス感染防止のため、対面型のガイダンスは実施せず、オンラインでの実施や動画配信（HP掲載）に代える場合があります。

(2) 留学相談

学務部留学交流推進課では、海外留学を希望する学生のために留学相談を受け付けています。JAOS（一般社団法人海外留学協議会）認定留学カウンセラー資格を有する担当職員が皆さんからの相談をお待ちしています。メール・電話・Zoomによるオンライン相談も可能です。

4. 留学の安全・危機管理について

海外では、日本とは異なる危険や病気、事件・事故等、予期しない事態に遭遇する可能性があります。留学中は、自分の安全管理は、自分自身で行うことが必要です。

留学先を決定する際は、必ずその国・地域の様々な情報を調査し、留学期間中を通じ、常にその国・地域の最新情報の入手に努めるとともに、危険と思われるところへは近づかないよう注意してください。

また、十分に調査し、注意したとしても事故や病気にかかる可能性があります。留学に際しては、必ず海外旅行（留学）保険に加入してください。あわせて、緊急時の対応を強化するため、本学指定の危機管理サービスに加入してください。

学務部留学交流推進課では、6-7月と12月に海外渡航する学生のための「渡航前安全管理オリエンテーション」を開催していますので、海外渡航する学生は出席の上、安全な海外渡航ができるよう準備に当たってください。

学生が必ず行うべき4つのチェック項目

海外渡航する場合、大学が実施するプログラムであるか、私事であるかにかかわらず、渡航前に必ず次のことをチェックしましょう。

(1) 渡航先の危険情報の確認

渡航先が外務省より危険情報が発出されている国・地域ではないか、「外務省 海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>で確認してください。犯罪、事件、テロなどの危険情報や、新型コロナウイルス感染症などの感染症流行状況、予防接種の要否などが掲載されています。

危険情報（感染症危険情報を含む）レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」以上の国・地域や、スポット情報で渡航自粛が呼びかけられている国・地域には、絶対に渡航しないでください。

(2) 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録

渡航予定が決まったら、外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>に登録してください。登録すると、渡航先の最新防犯情報や注意事項が電子メールで提供されます。ま

た、渡航先国・地域に所在する日本国大使館などが在留邦人に出す緊急一斉通報や、最新の渡航情報もリアルタイムで受け取ることができます。

更に、現地で大きな事件や事故、災害が起こった場合には、登録された連絡先を基に日本国大使館などから安否確認の緊急連絡を行いますので、支援がスムーズに受けられます。

※外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する場合は、「在留届」を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

(3) 海外旅行保険及び危機管理サービスに加入

海外の病院での医療行為や日本とは医療事情が異なり、一般的に日本での治療費用より高額な場合が多く、海外旅行保険による支払保証を行わないと治療を受けられないこともあります。渡航中の不慮の事故や疾病に備えて、海外旅行（留学）保険に必ず加入してください。留学の場合は、原則、大学の指定する学生教育研究災害傷害保険（学研災）付帯の海外留学保険「付帯海学」に加入してください。あわせて、緊急時の対応を強化するため本学指定の危機管理サービスに加入してください。

留学以外の目的で海外渡航する場合も、必ず十分な補償内容の海外旅行保険に加入してください（クレジットカード付帯の保険は原則不可）。最低でも「治療・救援費用」は3,000万円以上、「賠償責任費用」は補償額が保険会社の上限補償金額の保険に加入することを推奨します（ただし、3,000万円以上の海外旅行保険加入が、事故にかかる費用を確実に補償するものではありません）。あわせて、緊急時の対応を強化するため本学指定の危機管理サービスに加入していただくことができます（推奨）。

(4) 「海外渡航計画書」の提出

個人で行く海外旅行等を含め、海外へ渡航する場合は、必ず事前に所属学部・研究科の学務係に「海外渡航計画書」を提出してください。

「海外渡航計画書」は学務情報システムの「海外渡航登録」から、渡航先や渡航目的、緊急連絡先などを入力して作成してください。

留学情報

新潟大学 国際交流・留学 <https://www.niigata-u.ac.jp/international/>

担 当

学務部留学交流推進課（総合教育研究棟D棟3階）

月曜～金曜 8:30～17:15 TEL 025-262-7332/7631/6797

E-mail studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp



IV 保健管理センター

多くの学生は一人暮らしをしていることから、体調の異常、食生活、たばこやアルコール、睡眠などに関する不安をたくさん抱えています。また、外傷や事故、インフルエンザや麻しんや結核などの感染症、うつ状態やストレスなどの精神心理的問題にも直面しています。

保健管理センターは、学校保健安全法や労働安全衛生法などに基づいて、新潟大学の保健管理に関する専門的業務を円滑、適正に行い、学生及び職員の健康保持とその増進を図ることを目的にしています。

定期健康診断と特別健康診断、健康相談の他に、健康セミナー、心の健康セミナー、禁煙サポートなどの健康教育などを行います。健康診断は受検が義務づけられているので、保健管理センターホームページ (<http://www.hac.niigata-u.ac.jp/>) や掲示文書などで検診予定を十分に把握してください。五十嵐地区で実施する定期健康診断は保健管理センターホームページによる予約システムを使用するため、あらかじめ受検日を必ず予約する必要があります。健康相談の日程などの利用方法は、ホームページや掲示文書で確認し、ご不明な点があれば電話でお問い合わせください。

(1) 場 所

- ・保健管理センター 五十嵐キャンパス事務局西隣
- ・保健管理センター旭町分室 旭町キャンパス福利厚生施設（池原記念館）1階

(2) 健康診断

毎年、所定の時期に定期健康診断を実施します。学年や性別により、日時が異なるので注意してください。受検の際は、学生証を使用するので必ず持参してください。定期健康診断を受検しない場合は、就職や進学、奨学金申請などのための健康診断書が発行できなくなります。

特別健康診断として医歯学系の学生には、肝炎の血液抗体検査・ワクチン接種、流行性ウイルス感染症の血液抗体検査・ワクチン接種などを行います。また、放射線、有機溶剤・特定化学物質等を扱う学生には、特殊健康診断を行います。受検しない場合は、実習や実験を行う際に支障が生じることがあります。

健康診断の結果は、封筒による文書、ホームページでのパスワードによる閲覧（学務情報システム）、自動健康診断証明書発行のいずれかで、受検者に通知しています。健康診断の種類により通知方法が異なりますので、不明の場合は保健管理センターに問い合わせてください。

なお、必要に応じて、臨時の健康診断を行うことがあります。

(3) 健康相談

健康相談は無料ですので、気軽に利用してください。ただし、センターでは応急的な処置や治療は行いますが、長期慢性疾患及び専門医の診療が必要と判断した場合は、医療機関に紹介しますので、遠隔地扶養保険証の交付を受けておいてください。

また、健康相談とは違った内容で、各種のセミナーも開催します。きっと役に立つ情報が得られると思います。積極的に参加してください。

(4) 健康測定と健康増進

健康管理の基本は、健康状態の把握です。センターでは、身長、体重、視力、肥満度、筋肉量、体脂肪率、血圧、呼吸機能、握力などが測定できます。測定した記録をプリントアウトし、日頃の健康状態を把握してください。また、食べ過ぎと運動不足による肥満の学生、ストレスや運動不足による肩こり、頭痛、腰痛を訴える学生が増加しています。食事と運動の生活習慣をチェックし、ストレスを蓄積しないように、健康増進に努めてください。

電話番号 保健管理センター 025-262-6244
保健管理センター旭町分室 025-227-2040

V 福利厚生

1. 福利厚生施設

(1) 五十嵐キャンパス

施設名		座席数等	営業時間
第1学生食堂		517	11:00～14:00
第2学生食堂		187	11:00～14:00
ベーカーリー (第2学生食堂内)		—	10:00～14:00
第3学生食堂 (大学会館内)		377	11:00～14:00
厚生センター	購買部	—	10:00～16:30
	書籍部	—	10:00～16:30
	トラベルセンター	—	10:00～16:30
	A T M (第四北越銀行)	—	9:00～17:00
工学部売店		—	9:45～16:30

※一部を除き、土・日・祝日は閉店となります。

※夏期・冬期及び春期休業期間中などに臨時休業又は営業時間を短縮することがあります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、営業日、営業時間を変更しております。詳しくは、新潟大学生協のホームページ (<https://www.univcoop.jp/nuc/index.html>) をご覧ください。

施設名		座席数等	営業時間
LAWSON, NIIGATA UNIVERSITY		100	7:00～22:00
	コンビニ (LAWSON)		
	コミュニティーホール		
	学生ラウンジ		
	イートインスペース		
	カフェテラス		
	大学広報コーナー		

(2) 旭町キャンパス

施設名		座席数等	営業時間
旭町地区福利施設 (池原記念館)	売店	—	10:00~16:00
医学部 保健学科売店	売店	—	10:00~15:00

※土・日・祝日は閉店となります。

※夏期・冬期及び春期休業中などに臨時休業又は営業時間を短縮することがあります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、営業日、営業時間を変更しております。詳しくは、新潟大学生生活協同組合のホームページ (<https://www.univcoop.jp/nuc/index.html>) をご覧ください。

2. 新潟大学生生活協同組合

新潟大学生生活協同組合は、学生及び教職員の福利厚生事業として、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的及び経済的向上を図ることを目的としています。生活協同組合の運営に要する費用は組合員の出資によりますが、出資金は、卒業等で組合員の資格を失った時申請により返還されます。

事業内容は、書籍部門、購買部門、サービス部門及び食堂部門が主体となっています。

なお、生活協同組合に関する詳しいことは、組合員センター（第一学生食堂内、☎025-262-6203）に問い合わせてください。

VI 合宿研修施設等

施設名	所在地	収容人員	交通案内	問い合わせ先	掲載サイト
レイクロッジヤマナカ	〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野 479 電話 070 (1067) 1747	60人	富士急行線富士山駅からバス25分 慶応山荘前下車徒歩5分	株式会社 R.project 電話 03 (6632) 2161 (予約センター)	https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/facilities-seminar/s-yamanaka/ 
Nami Kaze Tateyama	〒294-0045 千葉県館山市北条 2861 電話 0470 (55) 3707	53人	JR 館山駅から徒歩3分	株式会社 R.project 電話 03 (6632) 2163 (予約センター)	https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/facilities-seminar/s-tateyama/ 
国立妙高青少年自然の家	〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2 電話 0255 (82) 4321 FAX 0255 (82) 4325	本館 346人 キャンプ場 192人	JR 関山駅からバス17分 自然の家入口下車徒歩10分	〒949-2235 新潟県妙高市大字関山 6323-2 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家 電話 0255 (82) 4321 FAX 0255 (82) 4325	http://myoko.niye.go.jp/ 
国立磐梯青少年交流の家	〒969-3103 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原 7136-1 電話 0242 (62) 2530 FAX 0242 (62) 2532	宿泊棟 400人 キャンプ場 200人	JR 猪苗代駅からタクシー10分	〒969-3103 福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原 7136-1 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立磐梯青少年交流の家 電話 0242 (62) 2530 FAX 0242 (62) 2532	http://bandai.niye.go.jp/ 

(備考) 利用を希望する場合は、問い合わせ先又は掲載サイトを確認のうえ、直接お申し込みください。

Ⅶ 図 書 館

こちらで案内している情報は平常時のサービスです。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いサービスを変更することがあります。最新情報は附属図書館ホームページでご確認ください。

五十嵐キャンパスには中央図書館、旭町キャンパスには医歯学図書館があり、みなさんの学習をサポートしています。図書・雑誌・電子ジャーナルなどの資料のほか、グループでの学習に対応したスペース「ラーニング・コモンズ」を備えています。

●図書館の利用について

入館、貸出を受ける際には学生証が必要になりますので、必ずお持ちください。

1. 開館時間

区 分	授業期間	休業期間
平日	8:00～22:00	8:30～20:00
土・日・祝	10:00～22:00	10:00～17:00

※開館時間を変更することがあります。
最新の開館時間および休館日（年末年始、夏季一斉休業日等）は図書館ホームページでご確認ください。

2. 入館・退館

入館ゲートに学生証を読み取らせて入館してください。

退館するときは、退館ゲートから出てください。貸出手続きの済んでいない図書を持っていると、持ち出し防止のアラームが鳴りますので、忘れずに手続きをしてください。

3. 貸出と返却

・貸出冊数と貸出期間

区 分	貸出冊数	貸出期間
学部学生	10冊	14日 (雑誌は7日)
大学院生	15冊	

・貸出手続き

自動貸出機をご利用ください。画面の指示に従って手続きすることで図書の貸出・延長ができます。雑誌や視聴覚資料はカウンターへお持ちください。

・返却手続き

開館時間中はカウンターへ返却してください。閉館時は館外に置いてあるブックポストへ返却できます。

・延長手続き

借用中の図書の貸出期間を、1回に限り、手続きした日から1週間延長することができます。
※予約のない資料に限ります。

・延滞ペナルティ

返却が遅れると、遅れた日数分だけ貸出を受けられなくなりますのでご注意ください。

・他のキャンパスの図書

他キャンパスの図書館にある図書の貸出・返却もできます。

4. 複写サービス

著作権法に基づき図書館所蔵の資料を複写することができます。館内には大学生協コピーカード専用機と、コインコピー機が設置されています。

5. 学外文献の利用

本学に所蔵していない文献については学外の図書館へ複写や貸出の申し込みをすることができます。この場合、実費を負担していただきます。また、必要に応じて他の大学の図書館を利用するための紹介状の申し込みができます。

※新潟県立図書館・新潟市立図書館・佐渡市立図書館の図書は無料で取り寄せできます。

6. レファレンス・サービス（調査・相談）

レファレンス・カウンターでは、文献の探し方など、様々な相談に応じています。

7. ラーニング・コモンズ

グループで学習会話をしながらレポートをまとめたり，課題に取り組むことができる，アクティブ・ラーニングのためのスペースです。



中央図書館

8. FL-SALC (エフェル・サルク)

中央図書館のFL-SALCでは，外国語の学習に役立つ教材や，スピーキングブース等の設備を利用することができます。留学生とのチャットやテーマ別グループ学習などにも参加できます。

9. パソコン・インターネットの利用

情報基盤センター所管の「教育用パソコン」が設置されているほか，貸出用ノートパソコンを用意しています。また，館内では学内無線LANを利用できます。



医歯学図書館

10. 飲食ルール

館内では密閉できる容器に入った飲み物に限り，飲むことができます。食事はゲート外の指定された場所ですることができます。

11. 学部資料室・図書室の利用

五十嵐キャンパスには人文・法・経済科学・理・工・農の各学部に資料室・図書室があります。利用についてはそれぞれの規則に従ってください。

●図書館のオンラインサービス

図書館ホームページ

(URL : <https://www.lib.niigata-u.ac.jp/>)

所蔵資料の検索はもちろん，学習に役立つさまざまなデータベースやサービスを利用することができます。

・新潟大学附属図書館蔵書検索 (OPAC)

URL : <https://opac.lib.niigata-u.ac.jp/opc/>

新潟大学が所蔵する資料の検索ができます。



OPAC 検索画面

・My Library

URL : <https://opac.lib.niigata-u.ac.jp/portal/>

My Libraryでは「貸出期間の延長」や「グループ学習室の予約」，「文献の取り寄せ申し込み」などの手続きを行うことができます。

・各種データベース

URL : <https://www.lib.niigata-u.ac.jp/searchworks/search.html>

論文記事・新聞記事・資料の所蔵館の検索など，レポートや論文作成に役立つ情報を探すためのツールを利用することができます。

その他，利用の詳細は図書館ホームページ及び「新潟大学附属図書館利用案内」をご覧ください。

Ⅷ 諸 規 則

目 次

新潟大学学則	30
新潟大学大学院学則	42
新潟大学学生通則	54
新潟大学学位規則	56
新潟大学における授業科目の区分等に関する規則	66
新潟大学学生表彰に関する規程	68
新潟大学学生の懲戒に関する規程	70
国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程	74
新潟大学学生交流規程	77
国立大学法人新潟大学における自然災害等に対する全学的休講措置の申合せ	79
諸規則及び規程等	
1 新潟大学大学院特別研究（派遣）学生規程	80
2 新潟大学大学院博士課程奨学金規則	81
3 新潟大学学業成績優秀者奨学金規則	82
4 新潟大学修学応援特別奨学金規則	82
5 新潟大学修学支援貸与金規程	83
6 新潟大学学生の学外における正課授業を履修するための交通手段に関する要項	84
7 新潟大学学生ボランティア活動の支援に関する要項	85
8 新潟大学学生会館規程	86
9 新潟大学学生会館使用細則	86
10 新潟大学福利厚生施設管理規程	87
11 新潟大学旭町地区福利施設使用細則	87
12 新潟大学学生食堂使用細則	88
13 新潟大学体育施設及び課外活動施設管理規程	88
14 新潟大学体育施設使用細則	89
15 新潟大学課外活動施設使用細則	90
16 新潟大学体育施設及び課外活動施設使用心得	91
・ 新潟大学五十嵐地区体育館及び武道場使用心得	91
・ 新潟大学弓道場使用心得	91
・ 新潟大学水泳プール使用心得	91
・ 新潟大学陸上競技場及び第1器具庫使用心得	92
・ 新潟大学球技場使用心得	93
・ 新潟大学体育管理施設更衣室使用心得	93
・ 新潟大学第4器具庫及び第5器具庫・更衣室使用心得	93
・ 新潟大学第1部室及び第2部室使用心得	93
・ 新潟大学合宿所使用心得	94
・ 新潟大学音楽練習室使用心得	94
・ 新潟大学アーチェリー場使用心得	94
・ 新潟大学自動車部車庫使用心得	95
・ 新潟大学馬術部厩舎（馬場を含む。）使用心得	95
・ 新潟大学旭町体育館使用心得	95
・ 新潟大学旭町グラウンド使用心得	96
・ 新潟大学旭町サークル共用施設使用心得	96
・ 新潟大学ボート艇庫等使用心得	96
17 新潟大学学寮規程	97

新潟大学学則

〔平成16年4月1日〕
〔学則第1号〕

目次

第1章 総則

- 第1節 本学の目的（第1条）
- 第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）
- 第3節 本学の組織（第4条－第18条）
- 第4節 職員，組織の長及び学長等の職務（第19条－第33条）
- 第5節 教育研究評議会及び教授会（第34条・第35条）
- 第6節 学年，学期及び休業日（第36条－第38条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第39条・第40条）
- 第2節 入学資格，入学時期及び入学者の選抜等（第41条－第43条の2）
- 第3節 教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，他大学の授業科目の履修等（第44条－第59条）
- 第4節 卒業，学位の授与及び副専攻の認定証書の授与（第60条－第61条の2）
- 第5節 編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍（第62条－第71条）
- 第6節 表彰及び懲戒（第72条・第73条）
- 第7節 検定料，入学料及び授業料（第74条－第79条）

第3章 補則

- 第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生（第80条－第84条）
- 第2節 全学講義，公開講座及び市民開放授業（第85条－第86条の2）
- 第3節 養護教諭特別科（第87条）
- 第4節 寄宿舍（第88条－第90条）
- 第5節 特別の課程（第91条）
- 第6節 規則等への委任（第92条）

附則

第1章 総則

第1節 本学の目的

（本学の目的）

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）は，教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり，有為な人材を育成して，人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

（点検及び評価）

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学の教育又は研究，組織及び運営並びに施設及び設備（第3項及び次条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え，本学の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第3条 本学は，本学の教育研究等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

（学部）

第4条 本学に，次に掲げる学部を置く。

人文学部
教育学部
法学部
経済科学部
理学部
医学部
歯学部
工学部
農学部
創生学部

2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員
人文学部	人文学科	852人	210人	人	6人
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,160	530		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	260	65		
合計		9,279	2,200	5	87

3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除
(附属病院)

第6条 医学部及び歯学部、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。
(学部附属の教育研究施設)

第7条 工学部及び農学部、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。
工学部 工学力教育センター
農学部 フィールド科学教育研究センター
(附属学校園)

第8条 本学に、附属学校園として、次に掲げる附属学校を置く。
附属幼稚園
附属新潟小学校
附属長岡小学校
附属新潟中学校
附属長岡中学校
附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、附属学校部長が別に定める。
(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。
(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

- (1) 人文社会科学系
- (2) 自然科学系
- (3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。
(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(全学共同教育研究組織)

第11条の2 本学に、全学共同教育研究組織として、アジア連携研究センター、佐渡自然共生科学センター、日本酒学センター及びビッグデータアクティベーション研究センターを置く。

2 佐渡自然共生科学センターに、次に掲げる施設を

置く。

- (1) 演習林
- (2) 朱鷺・自然再生学研究施設
- (3) 臨海実験所
(機構)

第12条 本学に、教育基盤機構、大学院教育支援機構、研究統括機構、社会連携推進機構、DX推進機構及び学術資料運営機構を置く。

2 教育基盤機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教学マネジメント部門
- (2) アドミッション部門
- (3) キャンパスライフ支援部門
- (4) 未来教育開発部門

3 教育基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 全学教職センター
- (2) 国際センター

4 大学院教育支援機構に、次に掲げる部門及び室を置く。

- (1) 大学院改革推進部門
- (2) PhDリクルート室

5 研究統括機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 研究マネジメント部門
- (2) 研究支援部門
- (3) 研究倫理・リスク管理部門

6 研究統括機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 共用設備基盤センター
- (2) 超域学術院
- (3) ELSIセンター

7 社会連携推進機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 地域協働部門
- (2) 地域人材育成部門
- (3) 産学イノベーション推進部門

8 社会連携推進機構に、組織として、ベンチャリング・センターを置く。

9 DX推進機構に、部門として、サイバーセキュリティ部門を置く。

10 DX推進機構に、組織として、情報基盤センターを置く。

11 学術資料運営機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 旭町学術資料展示館
(本部)

第13条 本学に、経営戦略本部、危機管理本部、保健管理・環境安全本部及び未来ビジョン実現本部を置く。

2 経営戦略本部に、次に掲げる室を置く。

- (1) 学長室
- (2) 広報室
- (3) UA室

3 経営戦略本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 評価センター
- (2) ダイバーシティ推進センター

4 危機管理本部に、組織として、危機管理センターを置く。

5 保健管理・環境安全本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 環境安全推進センター
(附属学校部)

第14条 本学に、附属学校部を置く。

第15条及び第16条 削除

(事務局)

第17条 本学に、事務局を置く。

(組織等の設置)

第18条 本学に、第4条から前条までに定める組織等のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

第4節 職員、組織の長及び学長等の職務

(職員)

第19条 本学に、次に掲げる職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
園長
校長
教頭
主幹教諭
指導教諭
教諭
養護教諭
栄養教諭
事務職員
技術職員
教務職員
その他必要な職員
(学部長)

第20条 学部、に、それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第21条 医歯学総合病院に、病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第22条 学部附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第23条 附属学校に、それぞれ長を置く。

(学系長等)

第24条 教育研究院の学系に、それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に、それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第25条 附置研究所に、それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に、それぞれ長を置く。

(全学共同教育研究組織の長)

第25条の2 全学共同教育研究組織に、それぞれ長を置く。

(機構長等)

第26条 機構に、それぞれ機構長を置く。

2 第12条第2項から第11項までの規定により置くこととされる部門及び室並びに組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第27条 本部に、それぞれ本部長を置く。

2 第13条第2項から第5項までの規定により置くこととされる室及び組織に、それぞれ長を置く。

(附属学校部長)

第28条 附属学校部に、部長を置く。

第29条及び第30条 削除

(組織の長の任命等)

第31条 第20条から第28条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則(以下「組織の長等に関する規則」という。)で定める。

(組織の長を補佐する者)

第32条 第20条から第28条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第33条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第20条から第28条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第5節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第34条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第35条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 前条の学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期の授業期間は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏期休業(8月11日から9月30日まで)

(4) 冬期休業(12月27日から翌年1月6日まで)

(5) 春期休業(3月11日から3月31日まで)

2 必要がある場合は、各学部は、学長の承認を得て、休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、各学部は、学長の承認を得て、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文学部、教育学部、法学部、経済科学部、理学部、医学部(保健学科に限る。)、歯学部(口腔生命福祉学科に限る。)、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。

(2) 医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。)においては、6年とする。

2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部(医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)

の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 学生が本学の学部に進学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあっては、4年を超えることができない。

第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第41条 本学の学部に進学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に進学した者であって、当該者をその後進学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上進学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたもの

は、本学の学部に進学することができる。

(入学の時期)

第42条 本学の学部に進学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに進学させることができる。

(入学者の選抜等)

第43条 本学の学部に進学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第43条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。）は、学長はその入学を許可する。

第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第44条 本学は、本学及び学部等（学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第45条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し、到達目標を明示した教育課程並びに汎用的能力及び課題解決能力を涵養する授業科目を中核とした、学生自らが到達目標を創造する教育課程（以下「主専攻プログラム」という。）を編成するものとする。

2 本学は、前項のほか、学生が履修する主専攻プログラムに係る分野以外の特定分野又は特定課題（以下「副専攻」という。）に関する教育課程（以下「副専攻プログラム」という。）を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に適切に配当するものとする。

4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技の

いずれかにより、又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

5 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第46条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。(授業科目の開設計画)

第47条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部の教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設計画に関する規程の定めるところに従い、教育基盤機構が決定するものとする。

2 教育基盤機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第48条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第49条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育基盤機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、

適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第54条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めるこ

とができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定
証書の授与

(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位以上)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、第45条第5項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、第45条第4項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

3 学校教育法第89条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第39条第1項第1号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第61条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

(副専攻の認定証書の授与)

第61条の2 副専攻プログラムの授業科目について所定の単位を修得し、その副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて副専攻認定証書を授与する。

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍

(編入学)

第62条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。

3 前2項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。

5 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第63条 本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1項第4号に該当し除籍された者で、同一の学部編入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部編入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学の学部編入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。

3 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 前2項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第65条 疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第66条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの休学期間は、通算して2年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、第40条の在学年限に算入しない。

(復学)

第67条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第68条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第69条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を

受けなければならない。

- 2 留学した期間は、第39条第1項に規定する修業年限及び第40条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第70条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

- 2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第71条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第40条に規定する在学年限を超えた者
 - (3) 第66条第1項ただし書に規定する休学期間を超えた者
 - (4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の免除(全額免除を除く。)又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
 - (5) 行方不明の届出のあった者
- 2 前項第1号により除籍された者が、除籍された日の翌日から起算して3年以内に未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、学期の始めに限り、当該学部の教授会の議を経て、学部長が復籍を許可することができる。
- 3 前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については、その学部が認定する。

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

第72条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

- 2 前項のほか、学部長は、その学部所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第73条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第74条 本学の学部、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第75条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第76条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の2期に分け、それぞれ次の期において、年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月1日から5月31日まで

後期 10月1日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第77条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

- 2 学期の途中において、第68条の規定に基づき転学し、若しくは第70条の規定に基づき退学し、又は第73条第2項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第1項に規定するその期の授業料を徴収する。
- 3 第73条第2項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第78条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

- (1) 出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料の額
- (2) 学部の一般選抜及び欠員補充第2次募集の出願受付後において、出願した者が大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額
- (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額
- (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額
- (5) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の

徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額

(6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額

2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第79条 検定料は、別に定めるところにより、免除することができる。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することができる。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することができる。

第3章 補則

第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第80条 本学の学生以外の者で、教育基盤機構が公示する一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は、選考の上、教育基盤機構教学マネジメント部門において科目等履修生として入学を許可することができる。

(研究生)

第81条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織において、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第82条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、教育基盤機構が公示する授業科目の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選考の上、本学の学部又は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくは教育基盤機構国際センターにおいて特別聴講学生として入学を許可することができる。

(学部通則の適用)

第83条 本節に規定する科目等履修生、研究生及び特別聴講学生には、第36条から第38条まで、第70条から第73条及び第78条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(外国人留学生)

第84条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第2節 全学講義、公開講座及び市民開放授業

(全学講義)

第85条 学生の総合的知見を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第86条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する。

(市民開放授業)

第86条の2 教育・研究成果を広く地域社会に還元するため、授業科目を一般市民に開放することができる。

第3節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第87条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

第4節 寄宿舎

(寄宿舎)

第88条 本学に、寄宿舎を置く。

(寄宿料)

第89条 寄宿料は、本学が定める額とし、徴収方法については、別に定める。

2 納付した寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第90条 寄宿料は、別に定めるところにより、免除することができる。

第5節 特別の課程

(特別の課程)

第91条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第6節 規則等への委任

第92条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

附則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第3年次編入学定員に係る部分は、

平成18年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学（以下「旧新潟大学」という。）の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校（以下「学部等」という。）は、第4条及び第7条の規定にかかわらず、平成16年3

月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。

- 3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人文学部	人文学科	852人	852人	852人	852人	852人	852人
教育学部	学校教員養成課程	720	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820	820
医学部	医学科	781	754	727	700	673	640
	保健学科	680	680	680	680	680	680
	計	1,461	1,434	1,407	1,380	1,353	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉学科	92	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
農学部	農学科	720	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	260	260	260	260	260	260
	合計	9,460	9,433	9,406	9,379	9,352	9,319

- 4 第4条第2項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和5年度は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和5年度
人文学部	人文学科	210人
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350
理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	530
農学部	農学科	175
創生学部	創生学修課程	65
	合計	2,240

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成17年度以前に入学し、現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては、改正後の第40条及び第66条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育人間科学部は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定中人文科学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年12月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第63条第1項並びに第71条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の表に掲げる経済科学部の第3年次編入学定員については、この学則の施行の日から令和4年3月31日までの間、「10」とあるのは「0」とする。

- 2 経済学部は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学部在学する者並びに令和2年4月1日以後にこれらの者と同一年次に編入学、再入学及び転入学した者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟大学大学院学則

〔平成16年4月1日〕
 大学院学則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 大学院の組織等（第5条－第8条）
- 第3章 教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長（第9条－第13条）
- 第4章 学年，学期及び休業日（第14条）
- 第5章 標準修業年限及び在学年限（第15条・第16条）
- 第6章 入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等（第17条－第21条の2）
- 第7章 教育課程（第22条－第31条）
- 第8章 修了の要件及び学位の授与（第32条－第38条）
- 第9章 再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第39条－第44条）
- 第10章 表彰及び懲戒（第45条）
- 第11章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第46条）
- 第12章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生（第47条・第48条）
- 第13章 特別の課程（第49条）
- 第14章 補則（第50条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この大学院学則は，新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第9条第2項の規定に基づき，新潟大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
 （本大学院の目的）

第2条 本大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは，専門職大学院とする。

3 本大学院に置く課程は，修士課程，博士課程及び

専門職学位課程とし，その目的は次のとおりとする。

(1) 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2) 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3) 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4 本大学院の研究科は，研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め，公表するものとする。

（点検及び評価）

第3条 本大学院における点検及び評価については，学則第2条に定めるところによる。

2 前項の規定によるほか，専門職大学院にあっては，その設置の目的に照らし，教育課程，教員組織その他教育研究活動の状況について，学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第4条 本大学院の教育研究等の状況の公表については，学則第3条に定めるところによる。

第2章 大学院の組織等

(研究科)

第5条 本大学院に置く研究科は，次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	課 程
教育実践学研究科	専門職学位課程
現代社会文化研究科	博士課程
自然科学研究科	博士課程
保健学研究科	博士課程
医歯学総合研究科	修士課程
	博士課程

- 2 現代社会文化研究科，自然科学研究科及び保健学研究科は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する博士課程とする。
- 3 医歯学総合研究科は，修士課程，博士前期課程及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程（以下「医学・歯学の博士課程」という。）とする。
- 4 前2項に規定する博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 5 教育実践学研究科は，専ら幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高

度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行う教職大学院の課程とする。
（研究科の専攻及びその収容定員等）

第6条 本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は，次の表に掲げるとおりとする。

第7条 削除
（研究科附属の教育研究施設）

第8条 医歯学総合研究科に，研究科附属の教育研究施設として，腎研究センターを置く。

第3章 教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人	人	40人	20人
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20	10				
	社会文化専攻	40	20				
	法政社会専攻	20	10				
	経済経営専攻	40	20				
	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		
	共生社会研究専攻			21	7		
	計	120	60	60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	63	39	13		
	材料生産システム専攻	286	143	48	16		
	電気情報工学専攻	244	122	39	13		
	生命・食料科学専攻	140	70	39	13		
	環境科学専攻	178	89	45	15		
	計	974	487	210	70		
保健学研究科	保健学専攻	40	20	18	6		
医歯学総合研究科	医科学専攻	40	20				
	口腔生命福祉学専攻	12	6	9	3		
	分子細胞医学専攻			88	22		
	生体機能調節医学専攻			148	37		
	地域疾病制御医学専攻			56	14		
	口腔生命科学専攻			112	28		
	計	52	26	413	104		
合	計	1,186	593	701	200	40	20

(教育研究評議会)

第9条 本大学院の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会及び研究科委員会)

第10条 本大学院の研究科に、それぞれ教授会(学部を基礎とする研究科にあっては、教授会に代えて研究科委員会)を置く。

(研究科長)

第11条 本大学院の研究科に、それぞれ研究科長を置く。

2 本大学院の研究科(学部を基礎とする研究科を除く。)に、研究科長を補佐するため、それぞれ副研究科長を置く。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第12条 医歯学総合研究科附属腎研究センターにセンター長を置く。

(組織の長の任命等)

第13条 前2条の組織の長等の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則で定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第14条 本大学院の研究科の学年、学期及び休業日については、学則第36条から第38条までの規定に定めるところによる。

第5章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第15条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程は2年及び博士後期課程は3年とする。ただし、医学・歯学の博士課程は、4年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第16条 学生が本大学院の研究科に在学することができる年限は、前条各項に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

第6章 入学資格、入学の時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第17条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学の卒業者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本学の研究科に入学することができる。

第18条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第19条 医学・歯学の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。）
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の

学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）又は獣医学を履修する博士課程に限る。）に入学した者であって、当該者をその後に本学の医歯学総合研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の医歯学総合研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本学の医学・歯学の博士課程に入学することができる。
- （入学の時期）

第20条 本大学院の研究科の入学の時期は、学年の

始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入学させることができる。

(入学者の選抜)

第21条 本大学院の研究科に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者の選抜における合格者の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第21条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第7章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第22条 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。(教育内容)

第22条の2 研究科(教育実践学研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 教育実践学研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。
- 3 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(研究指導)

第22条の3 研究指導は、学生が所属する研究科を担当する教員(以下「指導教員」という。)が行うものとする。

- 2 指導教員は、学生1人に対して主指導教員1人と副指導教員2人以上とする。

- 3 教育上有益と認められるときは、学生が所属する研究科以外の研究科又は本学の研究所等の教員を副指導教員に加えることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第23条 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第24条 授業科目及びその単位数並びに履修方法等並びに研究指導の方法等は、研究科が定める。

- 2 授業科目の単位の計算方法については、学則第49条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「卒業論文、卒業研究、卒業制作等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、同条第3項中「教育基盤機構」とあるのは「各研究科」と、それぞれ読み替えるものとする。

第24条の2 削除

(成績評価基準等の明示等)

第24条の3 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 4 教育実践学研究科は、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の履修の認定)

第25条 授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により行う。

- 2 授業科目の評価は、100点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とする。
- 3 前項の成績の評語及び基準は、次のとおりとする。

点数	評語	基準
100点～80点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79点～70点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

4 前2項の規定にかかわらず、授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は、「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。

5 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
(教育方法の特例)

第26条 本大学院において大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定に基づき、入学定員の一部について、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は、次に掲げるとおりとする。

教育実践学研究科

教育実践開発専攻

現代社会文化研究科

現代文化専攻

社会文化専攻

法政社会専攻

経済経営専攻

人間形成研究専攻

共生文化研究専攻

共生社会研究専攻

自然科学研究科

数理工学専攻

材料生産システム専攻

電気情報工学専攻

生命・食料科学専攻

環境科学専攻

保健学研究科

保健学専攻

医歯学総合研究科

医科学専攻

口腔生命福祉学専攻

分子細胞医学専攻

生体機能調節医学専攻

地域疾病制御医学専攻

口腔生命科学専攻

(他の研究科の授業科目の履修)

第27条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生が本大学院の他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の本大学院の他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した本大学院の他の研究科の授業科目の単位については、8単位を超えない範囲で、その研究科で修得したものとみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学の大学院の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、15単位を超えない範囲で、本大学院の研究科で修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあっては、第1項及び第2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を越えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。

5 前各項の規定は、学生が、次に掲げる場合について準用する。ただし、教育実践学研究科教育実践開発専攻にあっては、第2号については準用しない。

(1) 外国の大学院に留学する場合

(2) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合

(3) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

(4) 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合

(休学期間中の外国の大学院の授業科目の履修等)

第28条の2 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第5項の規定により本大学院の研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第4項及び第5項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導等)

第29条 教育上有益と認められるときは、各研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学院等において、研究指導を受けようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 第1項の場合において、修士課程及び博士前期課程の学生については、他大学院等で受ける研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

4 前3項の規定に基づき学生が他大学院等で受けた研究指導は、本大学院の研究科で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

5 教育上有益と認めるときは、学生は、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、本学と当該大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が本大学院に入学する前に大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、15単位を超えないものとし、第28条第3項及び第28条の2第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあっては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、第27条第3項、第28条第4項及び第5項並びに第28条

の2第3項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数及び第32条第6項の規定により免除する単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 各研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第8章 修了の要件及び学位の授与

(修了の要件)

第32条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、その研究科に2年以上在学し、その研究科が定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、その研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、その研究科に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、その研究科が定める授業科目について12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、次の表の第1欄に該当する者については、同表の第2欄に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

3 医学・歯学の博士課程(以下この項において「研究科」という。)の修了の要件は、研究科に4年以上在学し、研究科が定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 専門職学位課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、研究科が定める単位数以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

5 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程の修了の要件は、教育実践学研究科教育実践開発専攻に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力

第 1 欄	第 2 欄
大学院設置基準第16条第1項本文の規定により修士課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、本大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	1年（標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上
大学院設置基準第16条第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者	その修士課程の在学期間を含めて3年以上

及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

6 教育上有益と認めるときは、教育実践学研究科教育実践開発専攻は、同専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。(博士論文研究基礎力審査)

第32条の2 前条第1項の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、その研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(在学期間の短縮)

第32条の3 各研究科は、第30条第2項の規定により、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を本大学院の研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、

当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。(専門職学位課程における在学期間の短縮)

第33条 前条の規定にかかわらず、教育実践学研究科は、第30条第1項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位(第17条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り)を当該研究科において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第34条 削除

(修了の認定)

第35条 第32条及び第32条の2に規定する修了の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第36条 本大学院の研究科を修了した者には、その研究科の課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の修士、博士及び専門職学位の学位には、修了した研究科の区分に応じ、専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文博士)

第37条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位に関する規則)

第38条 第32条第1項、第3項及び第4項に規定する学位論文の審査及び最終試験の方法、第36条第2項の学位に付記する専攻分野の名称並びに前条に規定する博士論文の審査及び学力の確認その他大学院が授与する学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第9章 再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍

(再入学)

第39条 本大学院の研究科を学則第70条の規定により退学した者又は学則第71条第1項第4号の規定により除籍された者で，本大学院の同一の研究科に再入学することを志願する者がある場合は，その研究科の教育研究に支障がないときに限り，選考の上，当該研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，学長は，その研究科の相当年次に入学することを許可することができる。

2 前項に係る入学の許可については，第21条の2の規定を準用する。

(移籍)

第40条 本大学院の学生で，本大学院の他の研究科に移籍することを志願する者がある場合は，その研究科の教育研究に支障がないときに限り，選考の上，その研究科の相当年次に移籍することを許可することができる。

(転入学)

第41条 他の大学の大学院に在学している者並びに我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項

に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者で，本大学院の研究科に転入学することを志願する者がある場合は，その研究科の教育研究に支障がないときに限り，選考の上，当該研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，学長は，その研究科の相当年次に転入学することを許可することができる。

2 前項に係る入学の許可については，第21条の2の規定を準用する。

(再入学等の場合の単位の取扱い等)

第42条 前3条の規定により，再入学，移籍又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については，その研究科が認定する。(進学)

第43条 本大学院の修士課程，博士前期課程又は専門職学位課程を修了して，引き続き博士後期課程又は医学・歯学の博士課程に進学することを志願する者がある場合は，選考の上，進学することを許可する。(休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍)

第44条 本大学院における学生の休学，復学，転学，留学，退学，除籍及び復籍については，学則第65条から第71条までの規定を準用する。この場合において，次の表の第1欄に掲げる学則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は，それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第65条 第67条第3項 第68条 第69条第1項 第70条第2項	学部の学部長	研究科の研究科長
第66条第1項 第66条第3項 第69条第2項 第71条第1項第2号	学部の修業年限 第40条	研究科の課程の標準修業年限 大学院学則第16条
第68条	他の大学	他の大学の大学院
第69条第1項	外国の大学等	外国の大学院等
第69条第2項	第39条第1項	大学院学則第15条
	修業年限	標準修業年限
第71条第1項各号 列記以外の部分	学部の教授会の議を経て，学部長	研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て，研究科長
第71条第1項 第3号	第66条第1項ただし書に規定する休学期間	休学期間が大学院学則第15条に規定する標準修業年限
第71条第3項	学部	研究科

第10章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第45条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については，学則第72条及び第73条の規定を準用する。この場合において，学則第72条第2項中「学部長」

とあるのは「研究科長」と、「学部」とあるのは「研究科」と，それぞれ読み替えるものとする。

第11章 検定料，入学科，授業料及び寄宿料
(検定料，入学科，授業料及び寄宿料)

第46条 本大学院における検定料，入学科，授業料

及び寄宿料の額、徴収の時期、免除、徴収猶予等については、学則第74条から第79条まで並びに第89条及び第90条の規定を準用する。この場合において、学則第74条中「本学の学部」とあるのは「本大学院の研究科」と読み替えるものとする。

第12章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人

留学生）

第47条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生については、学則第80条から第84条までの規定を準用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる学則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第80条	教育基盤機構教学マネジメント部門	本大学院の研究科
第80条 第81条	本学の学生	本大学院の学生
第80条 第82条	教育基盤機構が公示する	本大学院の研究科が開設する
第81条	本学の学部、附置研究所その他学内組織	本大学院の研究科
第82条	学部又は他の短期大学	大学院
	他の大学等	他の大学の大学院
第82条 第84条	本学の学部	本大学院の研究科
第84条	大学	大学院

(特別研究学生)

第48条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究科（教育実践学研究科を除く。）において、研究指導を受けることを希望する者がある場合は、その他の大学の大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究学生として入学することを許可することができる。

2 特別研究学生については、別に定める。

第13章 特別の課程

(特別の課程)

第49条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に規定する特別の課程を、当該研究科が大学院教育に相当する水準を有すると判断する場合には、第25条各項の規定に基づき、単位を与えることができる。

第14章 補則

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第50条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類については、各研究科規程の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の大学院人文科学研究科、大学院法学研究科、大学院経済学研究科、大学院医学研究科及び大学院歯学研究科は、第6条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の大学院学則の例による。

3 第6条の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成29年度については、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成29年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
教育学研究科	学校教育専攻	5人	人	人
	教科教育専攻	27		
	教育実践開発専攻			30
	計	32		30

研究科	専攻	平成29年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20		
	社会文化専攻	40		
	法政社会専攻	20		
	経済経営専攻	40		
	人間形成研究専攻		18	
	共生文化研究専攻		21	
	共生社会研究専攻		21	
	計	120	60	
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	39	
	材料生産システム専攻	286	48	
	電気情報工学専攻	244	39	
	生命・食料科学専攻	140	39	
	環境科学専攻	178	45	
	計	974	210	
保健学研究科	保健学専攻	40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40		
	口腔生命福祉学専攻	12	9	
	分子細胞医学専攻		88	
	生体機能調節医学専攻		148	
	地域疾病制御医学専攻		56	
	口腔生命科学専攻		112	
	計	52	413	
技術経営研究科	技術経営専攻			20
合	計	1,218	701	50

附 則

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年5月27日から施行する。
ただし、第19条における薬学に関する規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。
- この大学院学則の施行の際、現に在籍する学生の改正前に履修した授業科目の認定は、改正後の第25条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成23年12月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 実務法学研究科及び実務法学研究科附属地域法実務センターは、改正後の第5条及び第8条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 技術経営研究科は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成28年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第39条第1項及び第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 教育学研究科は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 平成31年度における改正後の第6条の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専 攻	平成31年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践開発専攻	人	人	15人
	計			15
教育実践学研究科	教育実践開発専攻			20
	計			20
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20		
	社会文化専攻	40		
	法政社会専攻	20		
	経済経営専攻	40		
	人間形成研究専攻		18	
	共生文化研究専攻		21	
	共生社会研究専攻		21	
計	120	60		
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	39	
	材料生産システム専攻	286	48	
	電気情報工学専攻	244	39	
	生命・食料科学専攻	140	39	
	環境科学専攻	178	45	
	計	974	210	
保健学研究科	保健学専攻	40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40		
	口腔生命福祉学専攻	12	9	
	分子細胞医学専攻		88	
	生体機能調節医学専攻		148	
	地域疾病制御医学専攻		56	
	口腔生命科学専攻		112	
	計	52	413	
合 計	1,186	701	35	

- 改正後の第5条第1項及び第6条の表の規定以外の教育学研究科に関する規定は、なお従前の例による。

附 則

この大学院学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和2年11月1日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この大学院学則は、令和3年1月1日から施行し、

平成31年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この大学院学則は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この大学院学則は、令和4年10月1日から施行する。

新潟大学学生通則

〔平成16年4月1日〕
〔規則第29号〕

第1章 誓約書

(誓約書)

第1条 新たに新潟大学（以下「本学」という。）の学生となる者は、誓約書を入学手続のときに提出しなければならない。

第2章 休学、退学及び長期欠席

(休学又は退学)

第2条 学生は、休学又は退学しようとする事由が疾病による場合は、その願い出に医師の診断書を添えるものとする。

(長期欠席)

第3条 学生は、疾病又は事故により欠席する期間が2週間以上の場合は、速やかに事由を付して所属する学部の長に届け出なければならない。ただし、疾病による事由の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

第3章 学生証

(学生証の交付)

第4条 学生証は、所属する学部において入学したときに交付する。

(学生証の再交付)

第5条 学生は、学生証を汚損、紛失した場合は、直ちに所属する学部の学部長に届け出て、再交付の申請をしなければならない。

(学生証の携帯)

第6条 学生は、学生証を常に携帯するとともに、本学関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

2 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館等本学施設を利用できないことがある。

(学生証の返却)

第7条 卒業、退学等で本学の学生の身分を失った場合は、直ちに学生証を所属した学部に返却しなければならない。

第4章 住所等

(住所等)

第8条 学生は、毎学年住所及び連絡先を所属する学部届け出なければならない。

2 住所及び連絡先を変更した場合は、速やかに届け出るものとする。

第5章 改姓等

(改姓等)

第9条 学生は、改姓、改名その他一身上の異動があった場合は、速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

2 学生は、改姓前の姓又は通称名（以下「旧姓等」という。）の使用を希望する場合は、所属する学部の長に届け出なければならない。

3 前項に規定するもののほか、学生の旧姓等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 健康診断

(健康診断)

第10条 学生は、毎学年定期的健康診断（指示された場合は、特別又は臨時の健康診断）を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第7章 海外渡航計画書

(海外渡航計画書)

第11条 学生は、留学その他の理由により出国する予定がある場合は、海外渡航計画書を速やかに所属する学部の長に提出しなければならない。

第8章 団体、集会、掲示、出版等

(団体の結成)

第12条 学生が学内において団体を結成しようとするときは、責任者2人以上を定め、規約並びに会員名簿を添え、所属する学部の長の承認を得なければならない。

2 団体がその規約、その他の承認事項を変更するとき、学外団体に加入しようとするとき、又は学生が学外において本学名を使用して団体的な活動をしようとするときも前項に準ずる。

3 団体が継続を希望するときは、毎年5月末日までに第1項に準じて承認を得なければならない。承認申請のない団体は、解散したものとみなす。

(集会及び催物)

第13条 学生又は学生の団体（以下「団体等」という。）が、学内において集会、その他の催しをしようとするときは、責任者2人以上を定め、その開催の2日前までに所属する学部の長の承認を得なければならない。ただし、平常借用した場所で、その借用の目的の範囲内で集会、その他の催しをしようとするときは、責任者2人以上を定め、その開催の2日前までに所属する学部の長の承認を得なければならない。ただし、平常借用した場所で、その借用の目的の範囲内で集会、その他の催しをしようとするときは、責任者2人以上を定め、その開催の2日前までに所属する学部の長の承認を得なければならない。

する場合は、この限りでない。

(文書等の掲示、配布、発令等)

第14条 団体等が学内において、文書又は印刷物を掲示、配布若しくは発行（以下「掲示等」という。）しようとするときは、掲示等の内容を添えて、所属する学部の長の承認を得なければならない。

2 掲示の場所については、関係する組織の長の指示に従わなければならない。

3 第1項において、配布若しくは発行しようとするときは、責任者2人以上を定め、目的、印刷物部数、発行回数、配布先、予算等を含む事業計画書を添付するものとする。

4 団体等が学外において、本学名を使用してその掲示等をしようとするときも第1項に準ずる。

(2学部以上にわたる場合)

第15条 第12条の規定により団体を結成しようとする学生が、2学部以上で構成される場合は、副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）の承認を得なければならない。

2 前2条の規定により集会、その他の催し又は掲示等をしようとする団体等が、2学部以上の学生で構成される場合は、前項に準ずる。

3 前2項により承認を行った場合、副学長は関係する学部の長に通知するものとする。

4 第1項の学生又は第2項の団体等が、学部単位の組織による場合は、その単位組織から当該学部の長にも届け出るものとする。

(承認事項の訂正、停止、禁止又は解散)

第16条 本章に規定する団体等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を行った副学長又は学部の長は、承認事項の訂正、停止、禁止又は解散を命ずることができる。

(1) 本通則及び学内規則等に違反したとき。

(2) 活動中に事故が発生するなど当該活動等が円滑に行われなかったとき。

(3) 学生又は団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該活動と密接な関連があったとき。

(4) 本学の運営を妨げ、若しくは学内の秩序を乱すと認められる行為があったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

第9章 諸施設の利用

(諸施設の利用)

第17条 学生は、本学の諸施設を利用することができる。

2 学生は、本学の諸施設を利用する場合は、その施設の管理責任者の許可を得なければならない。

3 学生は、その施設の利用に係る規程の定めるところに従わなければならない。

第10章 守秘義務

(秘密保持)

第18条 学生は、本学の学生として知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11章 知的財産

(権利保護)

第19条 学生が、教育研究活動において発明等を行った場合、その権利保護等の取扱いについては、国立大学法人新潟大学職務発明規程（平成16年規程第125号）の定めるところに準じる。

第12章 大学院に在学する学生への準用

(大学院に在学する学生への準用)

第20条 前条までの規定は、本学の大学院に在学する学生について準用する。この場合において、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第11条、第12条第1項、第13条、第14条第1項、第15条第3項及び第4項並びに第16条中「学部」とあるのは「研究科」と、第7条中「卒業」とあるのは「修了」と、第15条第1項及び第2項中「2学部以上」とあるのは「2つ以上の学部又は研究科」と読み替えるものとする。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成17年7月22日から施行する。

附 則

この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟大学学位規則

〔平成16年4月1日〕
規則第30号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟大学学則（平成16年学則第1号）第61条第2項及び新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第38条の規定に基づき、新潟大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位の種類は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学位授与の要件等)

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

5 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(授与する学位)

第4条 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき本学が授与する学位は、その学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位には同表右欄に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科	付記する専攻分野の名称
学 士	人文学部 教育学部 法学部 経済科学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部 創生学部	文学 教育学 法学 経済学、経営学又は学術 理学 医学、看護学又は保健学 歯学又は口腔保健福祉学 工学 農学 学術
修 士	現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科	文学、法学、行政学、経済学、公共経営学、経営学又は学術 学術、理学、工学又は農学 保健学 医科学又は口腔保健福祉学
博 士	現代社会文化研究科 自然科学研究科 保健学研究科 医歯学総合研究科	学術、文学、法学、経済学又は教育学 学術、理学、工学又は農学 保健学 医学、歯学、口腔保健福祉学又は学術
修 士 (専門職)	教育実践学研究科	教職

2 前条第4項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には、その学位に係る博士論文の内容に応じ、前項の表の現代社会文化研究科、自然科学研究科、保健学研究科及び歯医学総合研究科を修了した者に授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称と同一のものを付記するものとする。

第2章 学士の学位の授与

(学士の学位の授与)

第5条 学部長は、学士の学位を授与すべき者が否かを教授会において審議し、学位（学士）授与候補者報告書により、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受け、学士の学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第3章 在学者の学位論文審査等の手続

(在学者の学位論文審査出願等の手続)

第6条 第3条第2項又は第3項の規定に基づき、修士論文又は博士論文の審査及び最終試験を受けようとする学生は、所属する研究科が別に定める期日までに、論文審査出願書に学位論文及びその研究科が定める書類を添え、その研究科の研究科長に提出しなければならない。

(審査委員等)

第7条 研究科長は、前条の規定に基づき提出された論文審査出願書及び学位論文を受理したときは、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）にその学位論文の審査及び最終試験を付託するものとする。

2 教授会等は、審査する学位論文ごとに、その研究科を担当する教授のうちから3人以上の者を審査委員（主査1人及び副査2人以上とし、必要があるときは、准教授を充てることできる。）として選出し、その学位論文の審査及び最終試験に当たらせるものとする。ただし、教授会等の議を経て、講師又は助教を審査委員に加えることができる。

3 研究科長は、教授会等が審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員に加えて、その研究科若しくは本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(最終試験)

第8条 第3条第2項及び第3項の最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、その学位論文を中心としてこれに関連のある専門分野について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

第4章 博士課程を経ない者の博士論文審査等の手続

(博士課程を経ない者の博士論文審査出願等の手続)

第9条 第3条第4項の規定に基づき、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を受けようとする者は、博士論文審査申請書、博士論文及びその他の別に定める書類を学長に提出するとともに、本学が定める額の審査手数料を納付しなければならない。

2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び学力の確認を受けようとするときも前項の規定による。この場合において、その者が退学後1年以内の者であるときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

3 納付した審査手数料は、還付しない。

(審査委員等)

第10条 学長は、前条の規定に基づき提出された博士論文審査申請書及び博士論文を受理したときは、その博士論文の主題等に応じて博士課程の研究科のうちから一の研究科を指定し、その研究科の研究科長にその博士論文の審査及び学力の確認を委嘱するものとする。

2 研究科長は、前項の委嘱を受けたときは、その研究科の教授会等にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。

3 教授会等は、前項の付託を受けたときは、その博士論文の主題等に応じて、その研究科を担当する教授のうちから3人以上の者を審査委員（主査1人及び副査2人以上とし、必要があるときは、准教授を充てることできる。）として選出し、その博士論文の審査及び学力の確認に当たらせるものとする。ただし、教授会等の議を経て、講師又は助教を審査委員に加えることができる。

4 学長は、教授会が審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員に加えて、その研究科若しくは本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(学力の確認)

第11条 学力の確認は、その博士論文を中心としてこれに関連のある専門分野及び外国語について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

2 前項の外国語の種類等については、その研究科の教授会の定めるところによる。

3 第9条第2項本文の規定に該当する者で、本学大学院の博士課程の研究科が別に定める年限以内に学位論文を提出し、審査を受ける者については、前2項の学力の確認を免除することができる。

第5章 修士及び博士の学位の授与 (提出する学位論文等)

第12条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 学位論文の審査のため必要があるときは、その学位論文の翻訳、その学位論文の内容に関係のある模型、標本等の参考資料を提出させることがある。

3 提出された学位論文は、返還しない。
(審査期間)

第13条 第6条の規定に基づき提出された学位論文の審査及び最終試験は、その学位論文を提出した学生の在学期間内に終了するものとする。

2 第9条第1項及び第2項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び学力の確認は、その博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、文書をもって教授会等に報告するものとする。

第15条 削除

(修士又は博士の学位の授与)

第16条 研究科長は、第14条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを教授会等において審議し、修士の学位を授与すべき者にあつては、学位(修士)授与候補者報告書により、博士の学位を授与すべき者にあつては、次に掲げる書類により、学長に報告するものとする。

- (1) 学位(博士)授与候補者報告書
- (2) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨
- (3) 最終試験又は学力の確認の結果の要旨

2 学長は、前項の報告を受け、修士又は博士の学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第6章 専門職学位の授与 (専門職学位の授与)

第17条 研究科長は、専門職学位を授与すべき者か否かを教授会で審議し、専門職学位授与候補者報告書により、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受け、専門職学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第7章 補則 (論文要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、その博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、その博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、その博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、その教授会等の承認を受けて、その博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、その研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、学位の名称の次に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、その教授会等の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第22条 学士、修士及び博士並びに専門職学位の学位記、第5条の学位(学士)授与候補者報告書、第16条の学位(修士)授与候補者報告書、同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類の様式並びに第17条の専門職学位授与候補者報告書は、別記様式第1号から別記様式第12号までのとおりとする。

(学位記の再交付)

第23条 学位記の再交付は、特別な事由があると学長が認めた場合に限り行うことができる。

2 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記して学長に願ひ出なければならない。

(研究科規程等への委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各研究科が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 教育学部、人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学研究科及び歯学研究科に係る学位及び専攻分野の名称並びに現代社会文化研究科に平成15年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお新潟大学学位規則（平成4年規則第9号）の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育人間科学部に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年4月1日（以下「適用日」という。）前に博士の学位を授与した場合の論文要旨等の公表については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日前に博士の学位を授与された者の博士論文の公表については、改正後の第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 実務法学研究科に係る学位の名称及び学位記の様式は、第4条及び第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 教育学部に平成28年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 教育学研究科（教育実践開発専攻を除く。）及び技術経営研究科に平成28年度以前に入学した学生に係る学位の名称は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に教育学研究科に入学した学生に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第4条第1項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 経済学部に係る学位の名称及び学位記の様式は、第4条第1項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年7月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記様式第1号(第22条関係)

第22条の規定による学位記の様式(一部省略)
(大学を卒業した場合)

	学位記	第	号
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">大学印</div>	氏	名	
	年	月	日生
<p>本学〇〇学部〇〇学科(課程)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
	新 潟 大 学 〇 〇 学 部 長	〇 〇 〇 〇	(前)
	新 潟 大 学 〇 〇 学 部 長	〇 〇 〇 〇	(前)

(注)用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第2号(第22条関係)

第22条の規定による学位記の様式(一部省略)
(大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した場合)

	学位記	新大院修(〇)第	号
	氏	名	
	年	月	日生
<p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士(博士前期)課程において所定の単位を修得し</p> <p>学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(〇〇)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
	新 潟 大 学	〇 〇 〇 〇	(前)
	新 潟 大 学	〇 〇 〇 〇	(前)

(注)用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第3号(第22条関係)

第22条の規定による学位記の様式(一部省略)
(大学院の博士課程を修了した場合)

学位記	新大院博(○)第	号
学	氏	名
位	年	月
記	日	日生
<p>本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>新 潟 大 学</p>		
<p>大 学 印</p>		

(注)用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第4号(第22条関係)

第22条の規定による学位記の様式(一部省略)
(論文提出による博士の場合)

学位記	新大博(○)第	号
学	氏	名
位	年	月
記	日	日生
<p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>新 潟 大 学</p>		
<p>大 学 印</p>		

(注)用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第5号(第22条関係)
 第22条の規定による学位記の様式(一部省略)
 (専門職学位課程を修了した場合)

学 位 記	新大院専門職(○)第 号
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程を修了したので○○修士(専門職)の 学位を授与する	
年 月 日	
新 潟 大 学	大 学 印

(注) 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第7号(第22条関係)

第22条の規定による学位(学士)授与候補者報告書の様式

学位(学士)授与候補者報告書

学部名: _____

報告番号	授与年月日	学士の専攻分野の名称	氏名	性別	生年月日	学科(課程)	備考
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					
		学士()					

備考

- 1 報告番号は、学部ごとに授与予定の学位の一連番号とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第8号(第22条関係)

第22条の規定による学位(修士)授与候補者報告書の様式

学位(修士)授与候補者報告書

研究科名: _____

報告番号	授与年月日	修士の専攻分野の名称	(ふりがな) 氏名 生年月日	性別	修士論文名	最終卒業学校名	備考
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					
		修士()					

備考

- 1 報告番号は、修士の学位に付記する専攻分野の名称の別に一連番号とする。
- 2 修士論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 3 用紙の大きさは、A4判とする。

新潟大学学位規則

別記様式第9号(第22条関係)

第22条の規定による学位(博士)授与候補者報告書の様式

学位(博士)授与候補者報告書

研究科名:

報告番号	博士の専攻分野の名称	学位授与の認定をされた者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍(都道府県)	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日				
甲第号	博士()											
乙第号	博士()											
甲第号	博士()											
乙第号	博士()											
甲第号	博士()											
乙第号	博士()											
甲第号	博士()											
乙第号	博士()											
甲第号	博士()											
乙第号	博士()											
甲第号	博士()											
乙第号	博士()											

備考

- 1 報告番号は、博士の学位に付記する専攻分野の名称の別に一連番号とし、第3条第3項によるものについては「甲第号」、同条第4項によるものについては「乙第号」とすること。
- 2 学位授与の認定をされた者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第10号(第22条関係)

第22条の規定による専門職学位授与候補者報告書の様式

専門職大学院授与候補者報告書

研究科名:

報告番号	授与年月日	専門職学位	(ふりがな)氏名	性別	生年月日	最終卒業学校名	備考
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					
		〇〇修士(専門職)					

備考

- 1 報告番号は、一連番号とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第12号(その1) (第22条関係)

第22条の規定による博士論文の要旨及び審査結果の要旨の様式(その1)

博士論文の要旨及び審査結果の要旨	
氏名	
学位	博士()
学位番号	新大
学位授与の日付	年 月 日
学位授与の要件	学位規則第 条第 項該当
博士論文名	
論文審査委員	主査 副査
博士論文の要旨	
審査結果の要旨	

備考

- 1 学位の()内には、博士の学位に付記する専攻分野の名称を記入すること。
- 2 博士論文名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 3 論文審査委員の氏名の前に、職名を記入すること。
- 4 浄書は、原則としてワープロ印刷とする。
- 5 用紙の大きさは、A4判とする。

別記様式第12号(その2) (第22条関係)

第22条の規定による博士論文の要旨及び審査結果の要旨の様式(その2)

議決調書	
博士論文審査等出願者氏名	
1 開催等	年 月 日
2 課程博士の別	了者又は提出者
3 審査及び	審査委員会 委員 人(主査1人, 副査 人)
4 判定等	新潟大学大学院○○○○教授会等
(1) 判定組織の名称	人
(2) 判定方法	人
(3) 委員定数	人
(4) 当日出席者数	人
(5) 学位授与認定同意者数	人
5 博士論文発表の年月日	年 月 発行

備考 用紙の大きさは、A4判とする。

新潟大学における授業科目の区分等に関する規則

平成16年12月17日
規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第48条の規定に基づき、新潟大学（以下「本学」という。）の学士課程教育における授業科目の区分、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 本学の授業科目は、別表のとおり区分する。
2 各年度において開設する授業科目は、教育基盤機構（以下「機構」という。）が公示する授業科目開設一覧の定めるところによる。

3 授業科目には、学生の体系的な履修に資するため、学問分野及び水準を示すコードを付すものとする。

4 前項のコードは、機構において定めるものとする。
(授業期間)

第3条 学則第37条第2項に規定する各学期を前半及び後半に分けた授業期間をタームという。

2 前項に規定するタームは、第1学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、第2学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(授業科目の開講方式等)

第4条 授業科目は、原則としてタームにより開講する。

(授業科目の履修)

第5条 学生は、所属する学部が定める教育課程に基づき、機構が公示する授業科目を履修するものとする。

(授業科目の聴講の受付及び承認)

第6条 授業科目の聴講の受付及び承認は、その授業科目の担当教員が行う。

2 前項の聴講の受付及び承認は、各学期の授業開始後3週間以内に行うものとする。

(授業科目の修了の認定)

第7条 授業科目の修了の認定は、その授業科目の担当教員が行う。

2 授業科目の試験等において、不正行為を行った学生に対しては、新潟大学学生の懲戒に関する規程（平成27年規程第7号）に基づき、学長が必要な措置を講じるものとする。

(授業科目の評価)

第8条 授業科目の評価は、100点満点をもって評価

し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とする。

2 前項の成績の評語及び基準は、次のとおりとする。

点数	評語	基準
100点～90点	秀	授業科目の目標を超えている。
89点～80点	優	授業科目の目標に十分達している。
79点～70点	良	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	可	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	不可	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

3 前項の規定にかかわらず、授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は、「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。

(授業科目の追試験)

第9条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができない学生については、別に定めるところにより、追試験を行うことができる。

(授業科目の再試験)

第10条 授業科目の評価が不合格となった学生で、卒業又は進級できないものがある場合は、別に定めるところにより、再試験を行うことができる。

(成績評価の不服申立て)

第11条 学生は、成績評価が第8条第2項に規定する成績の評価基準に照らして不相当と考えるときは、不服を申立てることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、授業科目の区分、履修方法等に関し必要な事項は、機構又は各学部が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 新潟大学全学共通科目の履修の基準に関する規則（平成16年規則第32号）は、廃止する。

3 平成16年度以前に入学し、現に在学している学生がこの規則により授業科目を履修した場合の全学共通科目又は教養科目（廃止前の新潟大学全学共通科目の履修の基準に関する規則に基づく全学共通科目又は教養科目をいう。）への読替えについては、機

構において公示する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に開設されている授業科目は、改正後の第2条第2項の規定により教育基盤機構が定めたものとみなす。

科目区分	細 区 分
自然系共通専門基礎	数学・統計学 物理学 化学 生物学 地学
自然科学	理学 工学 農学
人文社会・教育科学	人文科学 教育人間科学 法学 経済学
医歯学	医学 歯学

別表（第2条関係）

授業科目区分表

科目区分	細 区 分
英語	英語 実践英語
初修外国語	外国語ベーシック ドイツ語 フランス語 ロシア語 中国語 朝鮮語 スペイン語 イタリア語 外国語スペシャル その他
健康・スポーツ	体育実技 体育講義
情報リテラシー	情報リテラシー 情報処理概論
新潟大学個性化科目	地域入門 地域研究 自由主題
留学生基本科目	日本語 日本事情
大学学習法	大学学習法

新潟大学学生表彰に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学学則（平成16年学則第1号）第72条（新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第45条及び新潟大学養護教諭特別別科規程（平成16年規程第161号）第18条の規定に基づき準用する場合を含む。）の規定に基づき、学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体（以下「学生等」という。）について行う。

- (1) 在学期間において、極めて優秀な学業成績を修め、高い評価を受けた者
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な成果を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けたもの
- (3) 課外活動において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められるもの
- (4) 社会活動等において、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

2 前項のほか、学部を卒業又は大学院研究科を修了した者が学部又は大学院研究科（以下「学部等」という。）に在籍中に前項各号のいずれかに該当した場合は、その者が学部を卒業又は大学院研究科を修了した年度内に限り、その者を表彰することができる。（表彰の対象となるものの基準）

第3条 前条第1項第1号から第4号までに定める表彰の対象となるもの（以下「表彰対象者等」という。）の基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 第1号関係

イ 学部学生で、新潟大学学業成績優秀者奨学金規則（平成18年規則第1号）に定める学業成績優秀者奨学金の給付を3回連続で受け、かつ、卒業年次における学業成績が極めて優秀と認められる場合

ロ 大学院研究科の修了年次の学生及び養護教諭特別別科の学生で、学業成績が特に優れ、他の学生の模範となると認められる場合

ハ その他イ又はロに準じた優秀な学業成績を修め、高い評価を受けた場合

(2) 第2号関係

イ 国際的又は全国的規模の学界等において、賞を受けた場合

ロ 国際的に権威のある雑誌に論文が掲載された場合

ハ その他イ又はロに準じた成果を挙げ、学界又は社会的に高い評価を受けた場合

(3) 第3号関係

イ 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演した場合

ロ 全国的規模の競技会等において、入賞（これに相当する賞を含む。）した場合

ハ その他イ又はロに準じた競技会等において、特に顕著な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があった場合

(4) 第4号関係

イ ボランティア活動、地域活動等において、公共団体等から表彰等を受け、又は新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けた場合

ロ 人命救助、災害救援等に特に貢献した場合

ハ その他イ又はロに準じ、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を著しく高めた場合

(表彰対象者の推薦)

第4条 各学部長、各研究科長又は新潟大学学生通則（平成16年規則第67号）第15条に規定する副学長は、前条の基準により第2条第1項各号のいずれかに該当すると認められる学生等及び同条第2項の規定に該当する者（以下「卒業生」という。）を学長に推薦することができる。

2 前項の卒業生の推薦は、卒業生が在籍していた学部等の長がするものとする。

3 前2項の推薦は、所定の書面により行うものとし、表彰に値することを確認できる資料等を添付するものとする。

(表彰対象者等の決定)

第5条 学長は、前条により推薦があった場合には、学生表彰審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て被表彰者を決定するものとする。

2 前項の審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 学長が指名する学部長又は研究科長

(4) その他学長が必要と認めた者

3 学長は、第1項により被表彰者を決定した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状の書式は、表彰の事由により、その都度学長が定めるものとする。

3 学長は、表彰状に添えて、記念品を贈呈することができるものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、被表彰者を決定した後、速やかに行うものとする。

(被表彰者の公表)

第8条 学長は、表彰を受けた学生等を公表するものとする。

(事務)

第9条 学生の表彰に関する事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第10条 新潟大学学則第83条第1項及び大学院学則第47条の適用については、本規程を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

新潟大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学学則（平成16年学則第1号）第73条（新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号）第45条及び新潟大学養護教諭特別別科規程（平成16年規程第161号）第18条の規定に基づき準用する場合を含む。）の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象行為)

第2条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対し懲戒を行うものとする。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 本学の諸規則に違反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせる。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。
- (3) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書により注意する。

2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、6月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 停学の期間は、新潟大学学則第39条第1項及び新潟大学養護教諭特別別科規程第6条の修業年限並びに新潟大学大学院学則第15条の標準修業年限（以下「修業年限」という。）に含めず、新潟大学学則第40条、新潟大学大学院学則第16条及び新潟大学養護教諭特別別科規程第7条の在学年限に含めるものとする。ただし、2月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(その他の教育的措置)

第4条 学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、学長が行う懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 学部長等は、前項に定める嚴重注意を行ったとき

は、別記様式1により、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(懲戒の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、当該学生の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うものとする。

(事案の報告)

第6条 学生による第2条各号に該当する行為（以下「当該事案」という。）が発生したときは、当該学生が所属する学部長等は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(事実の調査等)

第7条 学部長等は、学生による当該事案が学生の懲戒に当たる行為と思量するとき又は学長の指示を受けたときは、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行わなければならない。

2 学部長等は、前項に定める事実調査を行うため調査委員会を設置しなければならない。なお、この調査委員会は、既存の委員会をもって代えることができるものとする。

3 調査委員会は、調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。

5 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

6 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学部長等に提出しなければならない。

7 学部長等は、前項の報告書を受理したときは、懲戒の要否及び処分の内容等について判断するため、

教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の審議に付きなければならない。

- 8 学部長等は、別記様式2による報告書を作成し、前項の規定による審議の結果を学長に報告しなければならない。

（自宅謹慎）

第8条 学部長等は、当該事案が第3条第1項第1号に定める退学又は同条第1項第2号に定める停学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

（懲戒処分の決定）

第9条 学長は、第7条第8項の報告を受け、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。なお、退学の決定を行うにあつては、教育研究評議会の議を経るものとする。

- 2 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、当該学部長等に説明を求め、更に再調査を行うことを指示することができる。

（懲戒処分の通知）

第10条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分書（別記様式3）を交付して行う。

- 2 懲戒処分を受ける学生の所在を知ることができないとき又は当該学生が懲戒処分書の交付を受けることを拒否するときは、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から2週間経過したときに、懲戒処分書が交付されたものとみなす。

（懲戒処分の効力）

第11条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。

（懲戒処分の期間）

第12条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

（懲戒処分の公示）

第13条 学長は、懲戒処分を行ったときは、教育研究評議会に報告するとともに、懲戒の内容及びその事由を告示（別記様式4）により学内に公示する。ただし、当該学生の氏名及び在籍番号は明記しないものとする。

- 2 公示の期間は2週間とする。

（不服の申立て）

第14条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分書を交

付された日の翌日から起算して60日以内に、学長に対して、不服申立書（別記様式5）により不服申立てをすることができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、当該学部長等に対し再調査を指示する。

- 3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

- 4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

- 5 学長は、再審査の結果により、第9条第1項による懲戒処分決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第10条及び第13条に定める手続を行う。

- 6 不服の申立てにより、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、不服の申立てにより懲戒処分内容を変更したときは、既に行つた懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

（再審査請求）

第15条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の新たな正当な理由が生じたとき（以下「新事実の発見等」という。）は、その証拠となる資料を添えて、新事実の発見等があった日の翌日から起算して60日以内に、学長に対して、再審査請求書（別記様式6）により再審査を請求することができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、当該学部長等に対し再調査を指示する。

- 3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

- 4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

- 5 学長は、再審査の結果により、第9条第1項による懲戒処分決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第10条及び第13条に定める手続を行う。

- 6 再審査の請求により、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、再審査請求により懲戒処分内容を変更したときは、既に行つた懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

（停学期間の短縮及び解除）

第16条 学部長等は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会等の議を経て、学長に無期の停学の解除又は有期の停学の期間の短縮を申し出ることができる。

- 2 学長は、学部長等からの申し出に基づき、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第17条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿の賞罰欄に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第18条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該停学期間中の休学許可は、取り消されたものとみなす。

(教務上の措置)

第19条 授業科目の試験等における不正行為により、懲戒処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目は不合格(0点)とし、それ以外の当該学期の履修登録科目は、すべて履修取消とする。ただし、当該学期を超えて履修取消の効果が及ぶ科目については、履修取消の対象としない。

(履修手続)

第20条 停学期間中の学生は、停学期間終了後の履修のための手続を、当該学部等の定める期間に行うことができる。

(停学期間中の指導)

第21条 学部長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(事務)

第22条 学生の懲戒に関する事務は、学務部及び各学部・各研究科において処理する。

(雑則)

第23条 新潟大学学則第83条第1項及び大学院学則第47条の適用については、本規程を準用する。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

別表

懲戒処分の標準例

区 分	行 為 の 内 容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人，強盗，強姦等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗，万引き，詐欺，他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学，停学又は訓告
	痴漢行為（覗き見，盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学，停学又は訓告
	ストーカー行為	退学，停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が前方不注意等の過失の場合	訓告
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	論文の作成等における学問的倫理に反する行為	退学，停学又は訓告
非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学，停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊，汚損，不法改築等	退学，停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学，停学又は訓告
	ハラスメントに当たる行為	退学，停学又は訓告
	人権侵害に当たる行為	退学，停学又は訓告
	飲酒を強要し，死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告

国立大学法人新潟大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程

(趣旨)

第1条 新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第79条第3項及び第90条並びに新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第46条の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除(以下「授業料の免除等」という。)については、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除等の対象)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、新潟大学の学生(科目等履修生及び研究生を除く。以下「学生」という。)とする。

(授業料の免除)

第3条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)により支援の対象となる者(第3項に規定する者を除く。)は、授業料を免除する。

2 令和元年度以前の独立行政法人日本学生支援機構(以下「日本学生支援機構」という。)の給付型奨学金の受給者(以下「奨学金受給者」という。)で、第11条に定める授業料の免除等を許可するまでの間に、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給者の資格の確認等の結果、日本学生支援機構から給付型奨学金の交付の廃止又は停止の処置を受けていない者は、授業料を免除する。

3 学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより、修学支援法により支援の対象となる者は、授業料を免除する。

4 大学院医歯学総合研究科口腔生命科学専攻に設置する国際口腔生命科学履修コースの外国人留学生のうち、出身大学等の推薦書等により学業優秀と認められる者は、在学中の授業料を免除する。

5 大学院の4年制博士課程又は区分制博士後期課程の学生のうち、新潟大学フェロシップ事業に採用された者は、当該事業が支給する支援金等の受給資格を有する限りにおいて、授業料を免除する。

6 学則第37条に規定する各学期(以下「各学期」という。)の開始日の前日までに休学を許可し、又は命じた場合は、休学を許可し、又は命じた期間の授業料を免除する。

7 各学期の開始日から当該学期の授業料の納付期限

までの間に休学を許可し、又は命じた場合は、休学を許可し、又は命じた日の属する月の翌月から復学の日の属する月の前月までの授業料を免除する。

8 各学期の開始日から当該学期の授業料の納付期限までの間に退学の申し出があり、又は退学の処分が決定された場合は、退学する日の属する月の翌月以降の授業料を免除する。

9 前各項に規定するもののほか、授業料の免除は、授業料の納期ごとに実施するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 次に掲げる学生で、経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

- イ 令和元年度以前に入学した学部学生
- ロ 学部の私費外国人留学生
- ハ 大学院生
- ニ 養護教諭特別別科生

(2) 次に掲げる学生で、授業料の当該期の納期前6箇月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)又は納期中に、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

- イ 学部の私費外国人留学生
- ロ 大学院生
- ハ 養護教諭特別別科生

(3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(4) 授業料の徴収猶予を許可されている者に対し、退学を許可した場合

(授業料の免除の額)

第4条 授業料の免除の額(以下「免除額」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項又は同条第3項に該当する場合は、当該期分の授業料の独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が指定する区分の額とする。

(2) 前条第2項に該当する場合は、当該期分の授業料の全額とする。

(3) 前条第4項に該当する場合は、在学中の授業料の全額とする。

(4) 前条第5項に該当する場合は、新潟大学フェ

ローシップ事業が支給する支援金等の受給資格を取得した日の属する月から、同資格を喪失した日の属する月までの授業料の全額とする。

(5) 前条第6項又は第7項の規定に基づき免除する場合は、授業料年額の12分の1に相当する額に休学する日の属する月の翌月（休学する日が月の初日に当たるときは、当月）から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額とする。

(6) 前条第8項の規定に基づき免除する場合は、退学当月の翌月以降に納付すべき授業料（当該学期の授業料の額から、授業料年額の12分の1に相当する額に当該学期の在学する月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減じた額）の全額とする。

(7) 前条第9項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、当該期分の授業料の全額又は半額とする。

(8) 前条第9項第4号に該当する場合は、退学当月の翌月以降に納付すべき授業料（当該学期の授業料の額から、授業料年額の12分の1に相当する額に当該学期の在学する月数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減じた額）の全額とする。

(9) 前条第1項に該当し、かつ、同条第9項に該当する場合は、第1号と第6号の免除額を比較し、免除額が一致したときはその免除額、免除額に差が生じたときは免除額の大きい額とする。

（授業料の免除の出願手続）

第5条 第3条第1項から第3項まで又は同条第9項第1号から第3号までのいずれかの規定に基づき、授業料の免除を受けようとする者は、別表に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

2 第3条第4項の規定に基づき、授業料の免除を受けようとする者は、別に定める授業料免除願に、出身大学等の推薦書その他必要と認める書類を添付して、入学を許可された日の属する月の末日までに、学長に願い出なければならない。

3 第3条第5項の規定に基づき、授業料の免除を受けようとする者は、別に定める授業料免除願により、学長に願い出なければならない。この場合における出願期限については、学長が別に定める。

4 第3条第6項から第8項まで又は同条第9項第4号による場合は、願い出を必要としない。

（授業料の徴収猶予）

第6条 授業料の徴収猶予は、授業料の納期ごとに実施するものとし、次の各号のいずれかに該当する場

合に行うことができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) 行方不明の場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については9月15日まで、後期分については3月10日（医学部医学科及び歯学部歯学科の卒業年次の学生にあっては、2月15日）までとする。

（授業料の徴収猶予の出願手続）

第7条 授業料の徴収猶予を受けようとする者（第6条第1項第3号に該当する場合は、その学資負担者）は、別表に定めるところにより、学長に願い出なければならない。

（寄宿料の免除）

第8条 寄宿料の免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

(1) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合

(2) 「輝け未来！！新潟大学入学応援奨学金」の給付を受け、五十嵐寮に入寮した場合

(3) 死亡又は行方不明のため除籍した場合

(4) 授業料未納の理由により除籍した場合

(5) 入学科料未納の理由により除籍した場合

（寄宿料の免除の額）

第9条 寄宿料の免除の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に該当する場合は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から起算して6箇月間の範囲内において学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額とする。

(2) 前条第2号に該当する場合は、在寮期間に納付すべき寄宿料の全額とする。（新潟大学学寮規程（平成16年規程第158号）第8条第2項の規定により延長された在寮期間に係る寄宿料を除く。）

(3) 前条第3号、第4号又は第5号に該当する場合は、未納の寄宿料の全額とする。

（寄宿料の免除の出願手続）

第10条 寄宿料の免除を受けようとする者は、別表に定めるところにより、学長に願い出なければならない。ただし、第8条第3号、第4号又は第5号による場合は、願い出を必要としない。

（許可）

第11条 授業料の免除等は、第5条、第7条及び前

条の規定による願い出について、選考機関の議を経て、学長が許可する。ただし、第5条第2項又は第3項の規定による願い出にあっては、学長が選考し、許可するものとする。

(徴収の猶予)

第12条 前条の規定により学長が授業料の免除等の許可又は不許可の決定をするまでの間は、授業料又は寄宿料の徴収を猶予する。

(許可の取消し)

第13条 第11条の規定により授業料の免除等を許可された者（以下「免除者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長がその許可を取り消すことができる。

(1) 許可の理由が消滅した場合

(2) 願い出について、虚偽の事実が判明した場合

2 前項の規定にかかわらず、免除者は、別に定める様式により、学長に第11条の許可の取消しを願い出ることができる。

3 学長は、前項の願い出により、第11条の許可を取り消すことができる。この場合において、第8条第2号に該当し、寄宿料を免除されていた者については、第9条第2号の規定にかかわらず、許可を取り消した日以降の寄宿料は免除しない。

(授業料納付後の免除)

第14条 授業料を納付した後に、風水害等の災害により著しい被害を受けた場合等修学を継続することが困難である特別な事情があると認められる場合は、当該授業料の全額又は半額を免除することがある。

2 授業料を納付した後に、第3条第1項又は第3項の規定により、修学支援法により支援の対象となる者は、機構が指定する区分の額を免除する。

3 第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、第5条第1項の規定に準じて学長に願い出なければならない。この場合における出願期限については、学長が別に定める。

別表（第5条、第7条、第10条関係）

区分	授業料免除							授業料徴収猶予				寄宿料免除		
適用条項	第3条第1項該当	第3条第3項該当	第3条第2項該当	第3条第1号該当	第3条第9項第2号該当		第3条第3号該当	第6条第1号該当	第6条第2号該当	第6条第3号該当	第6条第4号該当	第8条第1号該当	第8条第2号該当	
理由	修学支援法による支援対象者	修学支援法による支援対象者（学費負担者又は災害）	日本学生支援機構の奨学金受給者	経済的理由	学費負担者死亡	災害	学長が相当と認める事由	経済的理由	災害	行方不明	やむを得ない事由	災害	新潟大学入学奨学金受給者	
出願期限	前期分 指定する日 後期分 指定する日											指定する日		
出願書類	修学支援法による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）		授業料免除・徴収猶予（延納）願（様式1） 家庭調書（様式2） 所得証明書等					授業料免除・徴収猶予（延納）願（様式1） 家庭調書（様式2） 所得証明書等				寄宿料免除願（様式3） 家庭調書（様式2） 所得証明書等 証明書等		寄宿料免除願（様式4）
				戸籍謄本又は死亡診断書等	罹災証明書等			罹災証明書等	警察署長の証明書等			証明書等 罹災証明書等		

新潟大学学生交流規程

〔平成16年4月1日〕
規程第144号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 派遣学生（第3条－第9条）
- 第3章 特別聴講学生（第10条－第14条）
- 第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第55条及び第69条並びに新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。）第28条及び第44条の規定に基づき、他の大学又は短期大学若しくは他の大学の大学院（外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに他大学等の学生で学則第82条及び大学院学則第47条の規定に基づき、新潟大学（以下「本学」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（他大学等との協議）

第2条 学則第55条第1項及び第82条並びに大学院学則第28条第1項及び第47条の規定に基づき、本学の学部、大学院の研究科又は教育基盤機構国際センター（以下「学部等」という。）が行う他大学等との協議は、次に掲げる事項について、あらかじめその学部等の教授会又は研究科委員会（教育基盤機構国際センターにあっては、教育基盤機構国際センター会議。以下「教授会等」という。）の議を経て行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他必要な事項

第2章 派遣学生

（出願手続）

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修することを志願する者は、所定の願書を所属する学部

等の学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）に提出しなければならない。

（履修の承認）

第4条 前条の出願があったときは、学部長等は、教授会等の議を経て、第2条に規定する協議に基づき、他大学等において授業科目を履修することを承認する。

（履修期間）

第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、その学部等の教授会等の議を経て、学部等が他大学等と協議の上、履修期間の延長を承認することができる。

2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。

（修業年限及び在学年限の取扱い）

第6条 派遣学生としての履修期間は、学則第39条第1項又は大学院学則第15条に規定する修業年限並びに学則第40条又は大学院学則第16条に規定する在学年限に算入する。

（履修報告）

第7条 派遣学生は、他大学等において授業科目の履修が終了したときは、直ちに（外国の大学、短期大学又は大学院で履修した者にあっては、帰国の日から1月以内に）所属する学部等の学部長等に履修報告書及び他大学等の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

（単位の認定）

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき、学部にあつては60単位、大学院にあつては15単位を超えない範囲でその学部等の教授会等の議を経て、本学の学部等で修得したものとみなすことができる。

（履修の承認の取消し）

第9条 学部長等は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会等の議を経て、他大学等と協議の上、履修の承認を取り消すことがある。

- (1) 履修の見込みがないと認められたとき。
- (2) 本学又は他大学等の規則等に違反したとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められたとき。

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第10条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を学部等が別に定める期間内に、所属する大学又は短期大学若しくは所属する大学の大学院（外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「所属する大学等」という。）の長を経て、履修を志望する学部等の学部長等に提出しなければならない。ただし、教育基盤機構国際センター（以下「国際センター」という。）に特別聴講学生として入学を志願する者にあつては、国際センターが別に定める期間内に、所属する大学等の長を経て、教育基盤機構国際センター長（以下「国際センター長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 所属する大学等の長の推薦書
- (4) その他学部等において必要とする書類

(入学の許可)

第11条 他大学等から特別聴講学生の受入れの依頼があつたときは、第2条に規定する協議に基づき、選考の上、その教授会等の議を経て、学部長等が入学を許可する。ただし、国際センターが受け入れる特別聴講学生については、教育基盤機構国際センター会議の議を経て、国際センター長が入学を許可する。

(学業成績証明書の交付)

第12条 特別聴講学生が所定の授業科目を履修し、単位を修得したときは、学業成績証明書を交付する。

(検定料、入学金及び授業料)

第13条 特別聴講学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

2 特別聴講学生は、本学が定める額の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、授業料は徴収しない。

- (1) 本学が結ぶ大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもの（授業料等の不徴収を含むものに限る。）に基づいて入学する外国人留学生
- (2) 本学が結ぶ大学間相互単位互換協定又は部局間交流協定（授業料等の不徴収を含むものに限る。）に基づいて入学する大学、短期大学又は大学の大学院の学生

3 納付した授業料は、還付しない。

(実験、実習等の費用)

第14条 実験、実習等に要する費用は、特別聴講学

生に負担させることがある。

第4章 雑則

(準用規定)

第15条 第5条及び第9条の規定は、特別聴講学生について準用する。この場合において、第5条及び第9条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則及び新潟大学学生通則（平成16年規則第29号）の規定を準用する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条中「10」を「15」に改める規定は、令和2年11月1日から適用し、改正後の第10条中「短期留学プログラムにより」を削る規定は、令和3年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の教育・学生支援機構留学センター長に提出されている第10条に規定する書類は、改正後の教育基盤機構国際センター長に提出されたものとみなす。

国立大学法人新潟大学における自然災害等に対する全学的休講措置の申合せ

〔平成 29 年 12 月 8 日〕
〔大学教育委員会決定〕

改正 令和 2 年 1 月 10 日

第 1 趣旨

この申合せは、学生の安全を確保するため、台風・地震その他の自然災害（以下「自然災害」という。）又は大規模停電その他の不測の事態（以下「大規模停電等」という。）が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）の休講に関し、必要な事項を定める。

第 2 自然災害が発生した場合の休講措置

1 気象庁から、新潟市西区又は中央区に特別警報が発令された場合は、次の措置をとる。

- (1) 午前 7 時の時点で発令中の場合は、1 限・2 限・HT の授業を休講とする。
- (2) 授業実施時間帯に特別警報が発令中又は発令され、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、その後の授業を休講とする。

2 気象庁から、新潟市西区又は中央区に大雨、暴風、暴風雪又は大雪の警報が発令され、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。

3 台風等の影響により J R 東日本が計画運休の決定を発表した場合は、計画運休の範囲、天候状況、他の公共交通機関の運行状況等を考慮した結果、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。

4 地震が発生し、キャンパス内の停電・断水、校舎等建物の被害状況等を考慮した結果、授業の実施が不可能と学長が判断した場合は、当分の間、授業を休講とする。

第 3 大規模停電等が発生した場合の休講措置

大規模停電等が発生し、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。

第 4 休講措置の通知

自然災害又は大規模停電等による休講については、本学 HP 及び学務情報システムにより通知する。

第 5 休講の代替措置

休講措置を講じた授業については、補講等により代替措置を講ずる。

第 6 課外活動の禁止

休講措置を講じた場合は、原則として、すべての課外活動を禁止する。

附 則

この申合せは、平成 29 年 12 月 11 日から実施する。

附 則

この申合せは、令和 2 年 1 月 11 日から実施する。

諸規則及び規程等

1 新潟大学大学院特別研究（派遣）学生規程

〔平成16年4月1日〕
規程第145号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特別研究派遣学生（第3条－第8条）
- 第3章 特別研究学生（第9条－第14条）
- 第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。）第29条の規定に基づき、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。以下「他大学院等」という。）において、研究指導を受ける者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び大学院学則第48条の規定に基づき、他の大学の大学院の学生で、新潟大学（以下「本学」という。）の大学院の研究科において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。（他大学院等との協議）

第2条 大学院学則第29条及び第48条の規定に基づき、本学の大学院の研究科が行う他大学院等との協議は、次に掲げる事項について、あらかじめその研究科の教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て行うものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 学生数
- (3) 研究指導を受ける期間
- (4) その他必要な事項

第2章 特別研究派遣学生

（出願手続）

第3条 特別研究派遣学生として他大学院等の研究指導を受けることを志願する者は、所定の願書を所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。（研究指導の承認）

第4条 前条の出願があったときは、研究科長は、その研究科の教授会等の議を経て、第2条に規定する協議に基づき、他大学院等において研究指導を受け

ることを承認する。

（研究指導期間）

第5条 特別研究派遣学生の研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、現代社会文化研究科（後期3年の課程）、自然科学研究科（後期3年の課程）、保健学研究科（後期3年の課程）及び医歯学総合研究科（後期3年の課程及び医学又は歯学を履修する博士課程）においてやむを得ない事情があると認められたときは、その研究科の教授会等の議を経て、研究科が他大学院等と協議の上、研究指導を受ける期間の延長を承認することができる。

2 前項の研究指導を受ける期間は、通算して2年を超えることができない。

（修業年限及び在学期間の取扱い）

第6条 特別研究派遣学生としての研究指導を受ける期間は、大学院学則第15条に規定する標準修業年限及び大学院学則第16条に規定する在学年限に算入する。（研究報告）

第7条 特別研究派遣学生は、他大学院等において研究指導が終了したときは、直ちに（外国の大学院等で研究指導を受けた者にあつては、帰国の日から1月以内に）所属する研究科の研究科長に研究報告書及び他大学院等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

（研究指導の承認の取消し）

第8条 研究科長は、特別研究派遣学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その研究科の教授会等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導の承認を取り消すことがある。

- (1) 本学又は他大学院等の規則等に違反したとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められたとき。

第3章 特別研究学生

（出願手続）

第9条 特別研究学生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を研究科が別に定める期間内に、所属する大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。以下「所属する大学院」という。）の長を経て、研究指導を志望する研究科の研究科長に提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生入学願
- (2) 学業成績証明書

- (3) 所属する大学院の長の推薦書
- (4) その他研究科において必要とする書類
(入学の許可)

第10条 他の大学の大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、第2条に規定する協議に基づき、選考の上、その研究科の教授会等の議を経て、研究科長が入学を許可する。
(研究指導状況報告書の交付)

第11条 特別研究学生が所定の研究指導を終了したときは、研究指導状況報告書を交付する。
(検定料、入学料及び授業料)

第12条 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別研究学生は、本学が定める額の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、授業料は徴収しない。

- (1) 本学が結ぶ大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもの（授業料等の不徴収を含むものに限る。）に基づいて入学する外国人留学生
- (2) 本学が結ぶ大学間特別研究学生交流協定又は部局間特別研究学生交流協定（授業料等の不徴収を含むものに限る。）に基づいて入学する大学の大学院の学生

(3) 国立大学の大学院の学生

3 納付した授業料は、還付しない。

(実験、実習等の費用)

第13条 実験、実習等に要する費用は、特別研究学生に負担させることがある。

(単位等の認定)

第14条 特別研究学生が授業科目を履修し試験に合格したときは、その授業科目の単位を認定することができる。

第4章 雑則

(準用規定)

第15条 第5条及び第8条の規定は、特別研究学生について準用する。この場合において、第5条及び第8条中「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則及び新潟大学学生通則（平成16年規則第29号）の規定を準用する。

2 新潟大学大学院博士課程奨学金規則

(目的)

第1条 この規則は、新潟大学大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程（以下「修士課程」という。）を修了後、引き続き博士後期課程又は医学・歯学の博士課程（以下「博士課程」という。）に進学する意欲がありながら、経済的理由により進学を断念せざるを得ない学業成績が優秀な学生に対して、博士課程の進学時に必要となる学資の一部を奨学金として給付することにより、当該学生の博士課程への進学意欲を促進させ、もって若手研究者を養成することを目的とする。

(申請資格)

第2条 奨学金の給付を申請できる者は、修士課程に在学する学生で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度に各研究科において実施する博士課程進学者選考に出願する者
- (2) 翌年度の4月に博士課程に進学することを確約できる者
- (3) 修士課程在学中に懲戒処分を受けていない者

(給付額)

第3条 奨学金の給付額は30万円とし、一時金として支給する。

(給付人数)

第4条 奨学金の給付人数は、年度ごとに学長が決定する。

(申請手続)

第5条 奨学金の給付を希望する者（以下「奨学金希望者」という。）は、別に定める申請書その他必要と認める書類（以下「申請書類等」という。）を学長に提出するものとする。

2 学長は、奨学金希望者が進学を希望する研究科の長へ、推薦順位を付すよう依頼するものとする。

(給付の決定)

第6条 奨学金の給付を受ける者は、奨学金希望者のうち博士課程進学者選考に合格した者の中から、別に定める基準により、学長が決定する。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、前条に規定する給付を受ける者の進学を確認した後、別に定めるところにより給付するものとする。

(奨学金の返還)

第8条 奨学金の給付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給した奨学金を返還しな

なければならない。

- (1) 奨学金を受給した年度内に退学したとき、又は除籍されたとき。
- (2) 奨学金を受給した年度内に懲戒処分を受けたとき。
- (3) 申請書類等の記載内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (4) その他奨学生として適当でないと判断される事実があったとき。

(事務)

第9条 奨学金に関する事務は、学務部が処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 新潟大学学業成績優秀者奨学金規則

(目的)

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）に新潟大学学業成績優秀者奨学金（以下「奨学金」という。）を設け、年間学業成績優秀者に学業奨励資金としての奨学金を給付することにより、優秀な学生の受け入れ、更なる学業成績の向上及び活力の醸成を図ることを目的とする。

第2条 削除

(奨学金の受給資格等)

第3条 奨学金の受給資格等は、各学部(医学部にあっては、各学科。以下同じ。)に在学している者のうち、次の表に掲げるとおりとする。

奨学金の種類	受給資格	授与人数
学業成績優秀者奨学金	第2年次以上の学生のうち、前年度に取得した単位数の合計が修業年限内に卒業するために必要な標準修得単位数以上の者で、かつ、前年度の成績評価において各学部が定めるGPA（グレード・ポイント・アベレージをいう。）の計算式によって算出された値が上位である者。ただし、前年度の成績評価において、GPAを採用していない学部においては、前年度に取得した総単位数に占める「優」以上の成績評価の単位数の割合が高い者のうちから総合的に判断するものとする。	各学部各年次から3人

(奨学金受給者の決定)

第4条 奨学金受給者は、各学部長の推薦に基づき、学長が決定する。

(奨学金の授与方法及び額等)

第5条 学長は、毎年6月末日までに賞状及び奨学金を奨学金受給者に授与するものとする。

2 奨学金の額は、毎学年の始めに学長が定めるものとする。

3 奨学金は、年1回として年額を支給し、返還を要しないものとする。

(事務)

第6条 奨学金に関する事務は、学務部が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、奨学金の授与等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

4 新潟大学修学応援特別奨学金規則

(目的)

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）に「新潟大学修学応援特別奨学金」（以下「奨学金」という。）を設け、本学に在学する学生のうち、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の家計急変により修学の継続が困難となった者に対し、奨学金を給付することにより、安定的な学修環境の確保を図ることを目的とする。

(申請資格)

第2条 奨学金の給付を申請できる者は、本学の学部、大学院又は養護教諭特別科に在学する学生（科目等履修生、研究生及び特別聴講学生を除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学資負担者の失職、破産、事故、病氣若しくは死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変したことに伴い、修学の継続が困難となった者
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金(以下「支援機構奨学金」という。)の緊急採用奨学金又は応急採用奨学金の申込を行った者

(給付額)

第3条 奨学金の給付額は、月額3万円とする。

(申請手続)

第4条 奨学金の給付を希望する者は、支援機構奨学金の緊急採用奨学金又は応急採用奨学金の申し込みを行う際に、別に定める申請書を学長に提出するものとする。

(奨学生の決定)

第5条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、申請者のうち、支援機構奨学金の緊急採用奨学金又は応急採用奨学金の貸与の決定を受けた者の中から、前条に規定する申請書及び支援機構奨学金申込に係る書類に基づき学長が選考し、決定する。

（奨学金の給付）

第6条 奨学金の給付は、毎月本学が定める日に、奨学生が指定する本人名義の口座へ振込により行うものとする。

（給付期間）

第7条 奨学金の給付期間は、支援機構奨学金の緊急採用奨学金又は応急採用奨学金の貸与開始月から12箇月とする。ただし、支援機構奨学金の交付を受けない月は、奨学金の給付は行わないものとする。

（奨学金の返還）

第8条 奨学金は、返還を要しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (2) その他奨学生として適当でないと判断される事実があったとき。

（奨学金の辞退）

第9条 奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。

（事務）

第10条 奨学金に関する事務は、学務部が処理する。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

5 新潟大学修学支援貸与金規程

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学（以下「本学」という。）の学生の安定的な学修環境の確保を支援するために貸与する学資（以下「修学支援貸与金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（資金）

第2条 修学支援貸与金は、次に掲げるものをもって資金とする。

- (1) 学生の奨学援助を目的とする寄付金
- (2) 前号から生じる果実

（貸与資格）

第3条 修学支援貸与金の貸与を受けることができる者は、本学の学部、大学院又は養護教諭特別別科に

在学する学生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生を除く。）で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 家計事情等の理由により、一時的に必要となる学資の支弁が困難となった者

- (2) 前号に準ずる者

（貸与金額等）

第4条 修学支援貸与金は、一時金とし、5万円以上10万円までの範囲（万円単位）とする。

2 修学支援貸与金は、無利子の貸与とする。

（貸与人数）

第5条 修学支援貸与金の貸与人数は、年度ごとの貸与計画を定め学長が決定するものとする。

（申請手続）

第6条 修学支援貸与金の貸与を希望する者は、本学所定の申請書その他必要と認める書類を添付し、毎学年の4月又は10月の別に定める期間内に学長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、家計事情が急変した者にあつては、年度を通じて当該事情が生じたときに申請するものとする。

（貸与者の決定）

第7条 修学支援貸与金の貸与者は、申請者からの提出書類に基づき、学長が選考し、決定する。

（返還方法等）

第8条 修学支援貸与金の貸与者は、あらかじめ本学所定の借用証書及び返還計画書を提出しなければならない。

2 修学支援貸与金の返還は、修学支援貸与金の貸与を受けた日から2年以内に完了するものとする。ただし、返還を完了しなければならない日が、貸与者が在籍する学部又は大学院を卒業又は修了する日を超えるときは、卒業又は修了する日までに返還を完了するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに修学支援貸与金の返還を求めるものとする。

- (1) 疾病等により成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 本学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき。
- (4) 申請内容に虚偽の事実が判明したとき。
- (5) その他貸与者として適当でないと判断される事実があったとき。

（債権の管理）

第9条 学務部長は修学支援貸与金を貸与したとき

は、直ちに収入金調査書に証拠書類を添付して出納命令責任者に通知しなければならない。

2 出納命令責任者は、貸与者から返還金があった場合は学務部長に報告するものとする。

3 学務部長は、修学支援貸与金の未返還者等に対して督促を行うものとし、督促要領は別に定めるものとする。

(事務)

第10条 修学支援貸与金に関する事務は、財務部及び学務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、修学支援貸与金に関し必要な事項は、別に定める。

6 新潟大学学生の学外における正課授業を履修するための交通手段に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学(以下「本学」という。)に在学する学生(非正規生を含む。以下「学生」という。)が、学外及び本学の附属施設(以下「学外」という。)における正課授業を履修する場合の交通手段に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 正課授業 講義、実験、実習、演習又は実技を行う授業及び指導教員の指示に基づく卒業論文研究又は学位論文研究を行うものをいう。

(2) 部局長 新潟大学学則(平成16年学則第1号)第20条から第26条及び新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号)第11条から第12条に規定する組織の長をいう。

(交通手段)

第3 学外における正課授業を履修する場合の交通手段は、原則として公共の交通機関を使用する。

2 前項にかかわらず、重量物の運搬など明白な理由がある場合又は公共の交通機関の使用が困難若しくは不便である場合には、自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下同じ。)を使用することができる。

(自動車登録の手続き)

第4 自動車を使用する学生は、所属部局長が定める期日までに所定の自動車登録届出書(以下「届出書」という。)を所属部局長に提出しなければならない。

2 自動車登録は、次の各号に掲げる要件を備えてい

なければならない。

(1) 学生が運転免許証を取得して1年を経過しており、かつ、日常的に自動車を使用していること。

(2) 学生を被保険者として、次に掲げる要件を備えている自動車任意保険に加入していること。

イ 対人賠償保険が「無制限」であること。

ロ 人身傷害保険が「1人につき5,000万円以上」であること。

ハ 対物賠償保険が「無制限」であること。

(3) 学生が自動車を使用することについて、保護者等の承認を得ていること。

(4) 第2号の規定にかかわらず、学生がレンタカーを使用する場合は、第2号に掲げる要件を備えた保険に加入していなければならない。

3 届出書には、次に掲げる書類の写(以下「添付書類」という。)を添付しなければならない。

(1) 登録する自動車の自動車車検証(自動二輪車の場合は、排気量が250CCを超えるものに限る。)

(2) 登録する自動車の自動車任意保険証

(3) 自動車登録を行う学生の運転免許証

4 レンタカーを使用することにより前項第1号及び第2号に規定する書類の写を提出できない場合は、第2項第2号に規定する要件を備えた保険に加入していることが確認できる書類を提出しなければならない。

5 自動車登録の有効期間の終期は、自動車登録の許可を受けた際に現に在籍する課程を卒業(修了)するまでとする。

(自動車登録の取消)

第5 所属部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動車登録の許可を取り消す。

(1) 自動車登録の許可をした学生が運転免許の取消又は停止の行政処分を受けた場合

(2) 届出書に虚偽の記載があった場合

(3) 登録した自動車に整備不良が認められた場合

(4) その他自動車登録の許可の取消が適当と認められる場合

(再登録)

第6 自動車登録の許可を取り消された学生は、第5に規定する自動車登録の取消要件に該当しなくなった場合は、自動車の再登録をすることができる(第5第1号又は第2号により許可を取り消された者を除く。)

(自動車の使用手続き)

第7 自動車の使用を希望する学生は、所属部局長が定める期日までに所定の自動車使用申請書(以下「申

請書」という。)を所属部局長に提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 所属部局長は、前項の許可を行う場合において、第4により提出された届出書の届出事項について変更がないか確認を行うものとする。

3 前項において、届出事項に変更があったときは、次に掲げる書類を再度提出させるものとする。

(1) 自動車の変更があったとき 届出書及び添付書類

(2) 自動車以外の届出事項の変更(自動車任意保険の契約期間満了等)があったとき 変更のあった届出事項に係る添付書類

(自動車の使用許可)

第8 所属部局長は、第7により自動車の使用の申請があった場合は、次に掲げる事項を確認し、自動車の使用を許可することができる。

(1) 学外における正課授業の履修先(以下「履修先」という。)への重量物の運搬など明白な理由があること又は公共の交通機関の使用が困難若しくは不便であること。

(2) 履修先から、自動車の使用が認められていること。ただし、履修先が野外(山、川等)で、自動車の使用の許可を得ることができない場合は、この限りではない。

(3) 授業担当(指導)教員から、履修先への自動車の使用について、承認を得ていること。

(4) 自動車を使用する日から過去1年以内に、自動車の使用を申請した学生が運転免許の取消又は停止の行政処分を受けていないこと。

(学生の責務等)

第9 第8により自動車の使用を許可された学生(以下「許可学生」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(1) 運転免許証に記載されている付帯条件(眼鏡等の使用など)を遵守すること。

(2) 予め運転経路、所要時間、休憩場所、駐車場等について確認し、無理のない運転計画を立てること。

(3) 交通法規を遵守し、安全運転に努めること。

(4) 飲酒運転はしないこと。

(5) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転を避けること。

(6) 整備不良による事故等を防止するため、自動車の整備点検を行うこと。

(7) 自動車の使用を許可された内容を遵守すること。

(8) 自動車の使用を許可された後に、運転免許の取消又は停止の行政処分を受けた場合は、速やかに所属部局長に報告すること。

(自動車の使用許可の取消)

第10 所属部局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動車の使用許可を取り消す。

(1) 許可学生が運転免許の取消又は停止の行政処分を受けた場合

(2) 申請書に虚偽の記載をした場合

(3) 許可学生の安全が確保されないおそれが認められる場合

(4) その他自動車の使用許可の取消が適当と認められる場合

(再申請)

第11 自動車の使用許可を取り消された学生は、第10に規定する自動車の使用許可の取消要件に該当しなくなった場合は、自動車の使用許可の再申請をすることができる(第10第1号又は第2号により使用許可を取り消された者を除く)。

(事故発生時の措置)

第12 許可学生が、学外における正課授業を履修するために自動車を使用した際に事故を起こした場合は、負傷者の救護、道路における危険防止、警察への通報その他必要な措置を講ずるとともに、直ちに所属部局長に報告し、帰着後、別に定める事故報告書を所属部局長に提出しなければならない。

(損害賠償責任等)

第13 許可学生が、学外における正課授業を履修するために自動車を使用した際に事故を起こした場合における治療費、損害賠償、修理費用等については、許可学生が負担するものとする。

(雑則)

第14 この要項に定めるもののほか、学外における正課授業を履修するための自動車の使用に関して必要な事項は、別に定める。

7 新潟大学学生ボランティア活動の支援に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学(以下「本学」という。)の学生が自主的・自立的に行うボランティア活動を学生教育の一環としてとらえ、その促進を図るため、本学が行う当該活動への支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学が支援する学生ボランティア団体)

第2 本学が支援の対象とする団体は、ボランティア活動を目的として結成された本学の学生を構成員とする団体で次の各号のいずれにも該当し、かつ、教

育を担当する理事（以下「教育担当理事」という。）が、当該団体からの支援要請に基づき審査し、支援を行うことが必要と認められた団体（以下「学生ボランティア団体」という。）とする。

- (1) 新潟大学学生通則の定めに基づき、団体結成が承認されている団体
- (2) 2年以上の顕著な活動実績を有する団体
- (3) 活動方針が明確であり、その活動方針に沿った組織・運営体制が整備されている団体
- (4) 本学の支援により、本学学生のボランティア活動への参加が促進されることが期待される活動を行う団体

(支援の内容)

第3条 本学は、学生ボランティア団体からの要請に基づき、次に掲げる事項について支援する。

- (1) 運営及び活動に関する指導及び助言
- (2) 活動に必要な物品等の援助
- (3) 活動場所の提供
- (4) その他支援が必要と認められるもの

(アドバイザー教員)

第4条 教育担当理事は、学生ボランティア団体から第3条の第1号に定める支援の要請があったときは、当該学生ボランティア団体に対するアドバイザー教員を配置するものとする。

2 前項のアドバイザー教員は、本学の教員のうちから、教育担当理事が指名する。

(学生ボランティア支援会議)

第5条 学生ボランティア団体への支援に関する重要な事項を審議するため、本学に学生ボランティア支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育担当理事
- (2) 学生ボランティア団体の顧問教員
- (3) 学務部長
- (4) 学務部学生支援課長
- (5) その他教育担当理事が必要と認めた者

3 支援会議に議長を置き、教育担当理事をもって充てる。

4 議長が必要と認めるときは、支援会議に第2項各号に規定する者以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 支援会議の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、学生ボランティア団体への支援に関し必要な事項は、別に定める。

8 新潟大学学生会館規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学学生会館（以下「学生会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生会館は、学生相互及び教職員との交流を深め、学生の福利及び課外活動の発展に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 学生会館の管理運営責任者は、副学長のうちから学長が指名した者とする。

(事務)

第4条 学生会館の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学生会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

9 新潟大学学生会館使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟大学学生会館規程（平成16年規程第153号）第5条の規定に基づき、新潟大学学生会館（以下「学生会館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間及び使用時間等)

第2条 学生会館の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次に掲げる日は除く。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

2 学生会館の使用時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後8時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

3 前2項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、使用期間及び使用時間を変更することができる。

(使用申請)

第3条 学生又は教職員（以下「学生等」という。）が学生会館を使用する場合は、使用責任者を定め、管理運営責任者が別に定めるところにより使用を申請し、許可を得なければならない。

2 学生等以外の者が学生会館を使用する場合は、国

立大学法人新潟大学固定資産貸付け及び譲与細則（平成16年細則第17号）に基づく貸付けの許可を得なければならない。

（使用者の義務）

第4条 大学会館の使用の許可を得た者（以下「使用者」という。）は、施設設備等の保全及び規律の保持に努めるとともに、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

（損傷等の報告等）

第5条 使用者は、大学会館の施設設備及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに管理運営責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による損傷、汚損又は滅失が使用者の故意又は重大な過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

（使用の中止）

第6条 管理運営責任者は、大学会館の管理運営上、支障が生じたときは、その使用を中止させることができる。

（使用許可の取消し）

第7条 管理運営責任者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、大学会館の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この細則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に反したとき。
- (3) 使用を許可された施設を他の者に転貸したとき。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、大学会館の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

10 新潟大学福利厚生施設管理規程

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学における福利厚生施設（以下「福利厚生施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 福利厚生施設は、新潟大学の学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

（施設）

第3条 この規程に定める福利厚生施設は、次のとおりとする。

- (1) 第1学生食堂
- (2) 第2学生食堂（喫茶室を含む。）
- (3) 第3学生食堂
- (4) 厚生センター

(5) 旭町地区福利施設

（管理）

第4条 福利厚生施設の管理運営責任者は、副学長のうち学長が指名した者とする。

（事務）

第5条 福利厚生施設の事務は、学務部で処理する。ただし、第3条第5号に規定する旭町地区福利施設については、学務部及び医歯学系事務部において処理する。

（雑則）

第6条 福利厚生施設の使用に関し必要な事項は、別に定める。

11 新潟大学旭町地区福利施設使用細則

（趣旨）

第1条 この細則は、新潟大学福利厚生施設管理規程（平成16年規程第157号）第6条の規定に基づき、新潟大学旭町地区福利施設（以下「福利施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 福利施設は、次の場合に使用することができる。

- (1) 学生の課外活動その他の集会
- (2) 教職員の集会

（使用者の範囲）

第3条 福利施設を使用することができる者は、新潟大学の学生及び教職員とする。ただし、副学長のうちから学長が指名した者（以下「副学長」という。）が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用日等）

第4条 福利施設の使用日及び使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用日 4月1日から翌年3月31日まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月4日までの間を除く。
- (2) 使用時間 午前8時30分から午後9時まで。ただし、食堂ホールについては、午後6時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、副学長が特に必要と認めた場合は、前項の使用日及び使用時間を変更することができる。

（使用手続及び許可）

第5条 福利施設の使用を希望する者は、原則として、使用日の3日前までに福利施設使用願を副学長に提出し、許可を得なければならない。

(遵守事項)

第6条 福利施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用時間を厳守し、転貸をしないこと。
- (3) 騒音等により他の者に迷惑をかけないこと。
- (4) 施設設備及び備品等の保全に努めること。
- (5) 使用後は、室内を清掃し、火気の点検、窓の施錠及び消灯を確認すること。
- (6) 福利施設を使用する場合は、学生証等と引換えに医歯学系事務部から鍵の交付を受け、使用後は必ず施錠の上、医歯学系事務部に鍵を返却すること。ただし、使用終了時刻が勤務時間外の場合は、医学部当直室に返却すること。

(損傷等の届出等)

第7条 使用者は、施設設備及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに副学長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による損傷、汚損又は滅失が使用者の故意又は重大な過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

12 新潟大学学生食堂使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟大学福利厚生施設管理規程（平成16年規程第157号）第6条の規定に基づき、第1学生食堂、第2学生食堂及び第3学生食堂のホール（以下「食堂」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用目的等)

第2条 食堂は、食堂として使用する場合は、次の場合に使用することができる。

- (1) 学生の懇親を目的とする集会
- (2) 教職員の懇親を目的とする集会
- (3) その他副学長のうちから学長が指名した者（以下「副学長」という。）が適当と認めた集会

- 2 前項各号の目的のために使用することができる食堂は、原則として、第1学生食堂とする。ただし、副学長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用者の範囲)

第3条 食堂を使用することができる者は、新潟大学の学生及び教職員とする。ただし、副学長が特に必

要と認めた場合は、この限りでない。

(使用日等)

第4条 食堂の使用日及び使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの間並びに食堂業務を行う者が副学長に届け出て定める休業日を除く。

- (2) 使用時間 午後5時30分から午後8時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、副学長が特に必要と認めた場合は、日曜日及び土曜日の使用を認めることができる。この場合の使用時間は、午前9時から午後8時までとする。

(使用手続及び許可)

第5条 食堂の使用を希望する者は、原則として、使用日の3日前までに食堂ホール使用願を副学長に提出し、許可を得なければならない。

(遵守事項)

第6条 食堂の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設設備及び備品等の保全に努めること。
- (2) 飲酒による事故防止に努めること。
- (3) 使用後は、火気の点検及び後始末をすること。

(損傷等の届出等)

第7条 使用者は、食堂の施設設備及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに副学長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による損傷、汚損又は滅失が使用者の故意又は重大な過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

13 新潟大学体育施設及び課外活動施設管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学（以下「本学」という。）の五十嵐地区及び旭町地区に所在する体育施設並びに五十嵐地区、旭町地区及び上所島地区に所在する課外活動施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 体育施設は正課授業及び学生の課外活動の用

に供することを目的とし、課外活動施設は学生の課外活動の用に供することを目的とする。

2 前項に定めるもののほか、体育施設及び課外活動施設（以下「体育施設等」という。）は、正課授業及び学生の課外活動に支障のない範囲において、本学の行事及び教職員のレクリエーションの用に供することができる。

（施設）

第3条 この規程に定める体育施設は、次のとおりとする。

(1) 五十嵐地区

- イ 第1 体育館
- ロ 第2 体育館
- ハ 第3 体育館
- ニ 武道場
- ホ 弓道場
- ヘ 水泳プール
- ト 陸上競技場
- チ 第1 テニスコート
- リ 第2 テニスコート
- ヌ 第1 野球場
- ル サッカー・ラグビー場
- ヲ 第2 野球場・ラグビー場
- ワ 体育管理施設更衣室
- カ 第1 器具庫
- ヨ 第2 器具庫
- タ 第4 器具庫
- レ 第5 器具庫・更衣室

(2) 旭町地区

- イ 旭町テニスコート
- ロ 弓道場

2 この規程に定める課外活動施設は、次のとおりとする。

(1) 五十嵐地区

- イ 第1 部室
- ロ 第2 部室
- ハ 合宿所
- ニ 音楽練習室
- ホ アーチェリー場
- ヘ 自動車部車庫
- ト 馬術部厩舎（馬場を含む。）
- チ トレーニング施設
- リ 陸上競技トレーニング施設

(2) 旭町地区

- イ 旭町サークル共用施設
- ロ 旭町体育館

ハ 旭町グラウンド

(3) 上所島地区

イ ボート艇庫

（管理運営責任者）

第4条 体育施設等の管理運営責任者は、副学長のうちから学長が指名した者とする。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、体育施設等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

14 新潟大学体育施設使用細則

（趣旨）

第1条 この細則は、新潟大学体育施設及び課外活動施設管理規程（平成16年規程第154号。以下「規程」という。）第5条の規定に基づき、新潟大学の五十嵐地区及び旭町地区に所在する体育施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用期間及び使用時間等）

第2条 各体育施設（水泳プールは除く。）の使用期間は4月1日から翌年3月31日まで、水泳プールの使用期間は5月1日から10月31日までとする。ただし、次に掲げる日は除く。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 各体育施設の使用時間は、別表に定めるとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、使用期間及び使用時間を変更することができる。

（使用申請）

第3条 学生又は教職員（以下「学生等」という。）が体育施設を使用する場合（正課授業における使用は除く。）は、使用責任者を定め、管理運営責任者が別に定めるところにより使用を申請し、許可を得なければならない。

2 学生等以外の者が体育施設を使用する場合は、国立大学法人新潟大学固定資産貸付及び譲与細則（平成16年細則第17号）に基づく貸付けの許可を得なければならない。

（使用者の義務）

第4条 体育施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、施設設備等の保全及び規律保持に努めるとともに、別に定める当該体育施設に係る使用心得を遵守しなければならない。

(損傷等の報告等)

第5条 使用者は、体育施設の施設設備及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに管理運営責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による損傷、汚損又は滅失が使用者の故意又は重大な過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用の中止)

第6条 管理運営責任者は、体育施設の管理運営上、支障が生じたときは、その使用を中止させることができる。

(使用許可の取消し)

第7条 管理運営責任者は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) この細則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に反したとき。
- (3) 使用を許可された施設を他の者に転貸したとき。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、体育施設の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

別表 (第2条関係)

使用時間	体育施設名	
	五十嵐地区	旭町地区
午前8時30分から 午後7時まで	陸上競技場, 第1テニスコート, 第1野球場, 第2野球場・ラグビー場, 第1器具庫, 第2器具庫	旭町テニスコート
午前8時30分から 午後9時まで	第1体育館, 第2体育館, 第3体育館, 武道場, 弓道場, 水泳プール, 第2テニスコート, サッカー・ラグビー場, 体育管理施設更衣室, 第4器具庫, 第5器具庫・更衣室	

15 新潟大学課外活動施設使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、新潟大学体育施設及び課外活動施設管理規程(平成16年規程第154号。以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、新潟大学の五十嵐地区、旭町地区及び上所島地区に所在する課外活動施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用期間及び使用時間等)

第2条 各課外活動施設の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次に掲げる日は除く。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 各課外活動施設の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 各課外活動施設(旭町グラウンド及び合宿所は除く。) 午前8時30分から午後9時まで

(2) 旭町グラウンド 午前8時30分から午後8時まで

(3) 合宿所 管理運営責任者が許可した時間

3 前2項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めた場合は、使用期間及び使用時間を変更することができる。

(使用申請)

第3条 学生又は教職員(以下「学生等」という。)が課外活動施設を使用する場合は、使用責任者を定め、管理運営責任者が別に定めるところにより使用を申請し、許可を得なければならない。

2 学生等以外の者が課外活動施設を使用する場合は、国立大学法人新潟大学固定資産貸付及び譲与細則(平成16年細則第17号)に基づく貸付けの許可を得なければならない。

(使用者の義務)

第4条 課外活動施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、施設設備等の保全及び規律保持に努めるとともに、別に定める当該課外活動施設に係る使用心得を遵守しなければならない。

(損傷等の報告等)

第5条 使用者は、課外活動施設の施設設備及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに管理運営責任者に報告しなければならない。

2 前項の規定による損傷、汚損又は滅失が使用者の故意又は重大な過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用の中止)

第6条 管理運営責任者は、課外活動施設の管理運営上、支障が生じたときは、その使用を中止させることができる。

(使用許可の取消し)

第7条 管理運営責任者は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その使用許可を取り消すことができる。

- (1) この細則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に反したとき。
- (3) 使用を許可された施設を他の者に転貸したとき。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、課外活動施設の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

16 新潟大学体育施設及び課外活動施設使用心得

■ 新潟大学五十嵐地区体育館及び武道場使用心得

第1体育館、第2体育館、第3体育館及び武道場の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに大学会館事務室から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに大学会館事務室に返却すること。ただし、平日の午後8時以降、土曜日の午後5時以降、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 3 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 4 授業時間中は、授業関係者以外の者は入館できないこと。
- 5 体育館及び武道場での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 6 貴重品や私物は、更衣室等に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 7 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 8 体育館及び武道場内を汚損するような行為をしないこと。
- 9 体育館及び武道場内に土足で入らないこと。
- 10 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。

- 11 使用後は、体育館及び武道場内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学弓道場使用心得

弓道場の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用調整会議の議を経て長期にわたり使用許可を受けた学友会体育系サークルは、使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任を持って保管し、使用許可期間が終了する際に、返却すること。
- 3 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 4 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 5 授業時間中は、授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 6 弓道場での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 7 貴重品や私物は、弓道場に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 8 行射及び巻わらの練習等を行う際は、特に安全確認に努めること。
- 9 巻わらの練習は、所定の場所以外では絶対に行わないこと。
- 10 弓道場内を汚損するような行為をしないこと。
- 11 弓道場内に土足で入らないこと。
- 12 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 13 使用後は、弓道場内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 14 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学水泳プール使用心得

水泳プールの使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。
(共通の遵守事項)

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後

- 5時以降，土曜日，日曜日及び休日に返却する場合は，大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用調整会議の議を経て長期にわたり使用許可を受けた学友会体育系サークルは，使用許可を受ける際，学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け，責任を持って保管し，使用許可期間が終了する際に，返却すること。
- 3 使用責任者は，「プール管理日誌」をつけるとともに，使用前に遊離塩素濃度を測定し，基準が満たされているか確認すること。
- 4 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 5 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 6 授業時間中は，授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 7 プール施設での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 8 貴重品や私物は，更衣室等に放置しないで各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 9 プール施設内での飲食を禁止する。
- 10 土足での入場を禁止する。
- 11 プール施設内を汚損するような行為をしないこと。
- 12 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 13 使用後は，プール施設内の火気の点検，整理整頓，清掃，消灯及び施錠を確実にすること。
- 14 その他係員の指示に従うこと。
(プール内での遵守事項)
- 1 飲酒した者の入場を禁止する。
- 2 伝染性疾患等健康及び衛生上水泳に適さない者の入場を禁止する。
- 3 水泳着，水泳帽を必ず着用すること。
- 4 サンオイル及び日焼け止めクリーム等を使用しないこと。
- 5 プール内に入る前には必ず足洗い場，シャワー及び洗体槽を利用し，身体を清潔にしてから使用すること。
- 6 プールの水深が，1m10cmから1m40cmであることを十分承知し，使用すること。
- 7 腕時計，指輪，ブレスレット及び眼鏡等を装着して泳がないこと。
- 8 他人に迷惑及び危険を及ぼす行為をしないこと。
- 9 使用者は，相互に安全監視を行い，事故防止に努めること。万一負傷等の事故が発生したときは，速やかに必要な措置を講じるとともに学務部学生支援

課に連絡すること。

■ 新潟大学陸上競技場及び第1器具庫使用心得

陸上競技場及び第1器具庫の使用については，新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか，この心得を遵守すること。

(陸上競技場使用遵守事項)

- 1 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 2 授業時間中は，授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 3 陸上競技場内に自動車，オートバイ，自転車等を乗り入れないこと。
- 4 軟弱な場所及び水たまりの生じた場所の使用を避けること。
- 5 スタート，投てき及び跳躍練習は所定の場所で行うこと。
- 6 投てき練習については，危険防止に最善の注意を払うこと。
- 7 スターティングブロックを使用し，陸上競技場内に穴を掘らないこと。
- 8 砂場を使用したあとは必ずならすこと。
- 9 貴重品や私物は，各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 10 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 11 使用後は，散水，地ならし等の整備を行い，陸上競技場の保全に努めること。
- 12 使用後は，ごみ等の後始末を励行すること。
- 13 その他係員の指示に従うこと。

(第1器具庫使用遵守事項)

- 1 使用責任者は，使用当日（使用当日が，土曜日，日曜日及び休日の場合は，その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け，使用後は，必ず出入口を施錠の上，速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし，平日の午後5時以降，土曜日，日曜日及び休日に返却する場合は，大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用時間は厳守すること。
- 3 器具庫での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 4 備品等を使用した後は，数を確認し，所定の場所に格納すること。
- 5 備品等は，無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 6 貴重品や私物は，器具庫に放置しないで各自責任をもって保管し，盗難防止に努めること。
- 7 器具庫を汚損するような行為をしないこと。
- 8 使用後は，器具庫内の火気の点検，整理整頓，清

掃、消灯及び施錠を確実に行うこと。

9 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学球技場使用心得

第1テニスコート、第2テニスコート、第1野球場、サッカー・ラグビー場、第2野球場・ラグビー場、旭町テニスコートの使用及びサッカー・ラグビー場、第2テニスコートの夜間照明設備の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

(共通の遵守事項)

- 1 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 2 授業時間中は、授業関係者以外の者は入場できないこと。
- 3 球技場内に自動車、オートバイ、自転車等を乗り入れないこと。
- 4 軟弱な場所及び水たまりの生じた場所の使用を避けること。
- 5 球技場内では、原則としてそれぞれの種目のシューズを履くこと。
- 6 貴重品や私物は、各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 7 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 8 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 9 使用後は、散水、地ならし等の整備を行い、球技場の保全に努めること。
- 10 使用後は、ごみ等の後始末を励行すること。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

(サッカー・ラグビー場及び第2テニスコート夜間照明設備使用遵守事項)

- 1 使用責任者は、サッカー・ラグビー場又は第2テニスコート(以下「使用施設」という。)の夜間照明設備を使用する場合は、使用日(その日が日曜日及び休日の場合は、その前日)の午前9時から午後5時までに大学会館事務室において、点灯コインの貸出を受けること。
- 2 照明点灯時間は、2時間までとすること。
- 3 照明点灯時間は必要最小限に止め、節電に努めること。
- 4 使用施設の使用後は、照明を消灯すること。
- 5 夜間照明設備は、使用施設の使用時間を超えて使用しないこと。
- 6 使用しなかった点灯コインについては、貸出を受けた翌日(その日が日曜日及び休日の場合は、その翌日)に必ず大学会館事務室に返却すること。

7 点灯コインは、保管に注意し、紛失しないこと。

8 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学体育管理施設更衣室使用心得

体育管理施設更衣室の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用時間は厳守すること。
- 2 更衣室での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 3 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 4 貴重品や私物は、更衣室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 5 更衣室を汚損するような行為をしないこと。
- 6 使用後は、更衣室内の火気の点検、整理整頓、清掃、戸締り及び消灯を確実にを行うこと。
- 7 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学第4器具庫及び第5器具庫・更衣室使用心得

第4器具庫及び第5器具庫・更衣室の使用については、新潟大学体育施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日(使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日)の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず出入口を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用時間は厳守すること。
- 3 器具庫及び更衣室での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 4 貴重品や私物は、器具庫及び更衣室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 5 配電盤には、触れないこと。
- 6 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 7 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 8 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 9 器具庫及び更衣室を汚損するような行為をしないこと。
- 10 使用後は、器具庫及び更衣室内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学第1部室及び第2部室使用心得

第1部室及び第2部室の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得

を遵守すること。

- 1 使用責任者は、部室（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 2 課外活動以外の目的に使用又は転貸してはならないこと。
- 3 使用時間は厳守すること。
- 4 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 5 部室での喫煙はしないこと。
- 6 設備されている暖房器具を使用する場合は、取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 7 貴重品等は、部室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 8 部室を無断で模様替えしないこと。
- 9 部室を汚損するような行為をしないこと。
- 10 部室及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 11 使用後は、部室内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学合宿所使用心得

合宿所の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに大学会館事務室から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに大学会館事務室に返却すること。ただし、平日の午後8時以降、土曜日の午後5時以降、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 3 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 4 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 5 合宿所を使用する者は、特に次の事項に注意すること。
 - (1) 炊事室、温水シャワー及び暖房用クリーンヒーターを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
 - (2) 合宿所での喫煙はしないこと。

- (3) 貴重品等は、合宿所に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
 - (4) 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
 - (5) 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
 - (6) 電気・ガス・水道の使用にあたっては、節約に努めること。
 - (7) 合宿所内を汚損するような行為をしないこと。
 - (8) 合宿所及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
 - (9) 使用後は、合宿所内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 6 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学音楽練習室使用心得

音楽練習室の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに大学会館事務室から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに大学会館事務室に返却すること。ただし、平日の午後8時以降、土曜日の午後5時以降、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 3 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 4 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 5 音楽練習室での喫煙はしないこと。
- 6 暖房用クリーンヒーターを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 7 貴重品等は、音楽練習室に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 8 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 9 音楽練習室内を汚損するような行為をしないこと。
- 10 音楽練習室及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 11 使用後は、音楽練習室内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にを行うこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学アーチェリー場使用心得

アーチェリー場の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日（使用当日が、土曜日、日曜日及び休日の場合は、その直前の平日）の午後5時までに学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず出入口を施錠の上、速やかに学務部学生支援課に返却すること。ただし、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日に返却する場合は、大学会館玄関ボックスに返納すること。
- 2 使用調整会議の議を経て長期にわたり使用許可を受けた学友会体育系サークルは、使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任を持って保管し、使用許可期間が終了する際に返却すること。
- 3 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 4 アーチェリー場での火気の使用はしないこと。
- 5 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 6 貴重品は、各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 7 行射中は、特に安全確認に努めること。
- 8 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 9 使用後は、整理整頓、消灯及び施錠を確実にすること。
- 10 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学自動車部車庫使用心得

自動車部車庫の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、車庫（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 2 使用時間は厳守すること。
- 3 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 4 車庫での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 5 貴重品等は、車庫に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 6 廃油等は、安全な容器に保存し、処分する際は学務部学生支援課の指示に従うこと。
- 7 使用しない自動車、タイヤ等は、適正な方法で処分し、車庫内及びその周辺に放置しないこと。

- 8 車庫内を汚損するような行為をしないこと。
- 9 車庫及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 10 使用後は、車庫内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にすること。
- 11 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学馬術部厩舎（馬場を含む。）使用心得

馬術部厩舎（馬場を含む。）の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

（共通の遵守事項）

- 1 使用時間は厳守すること。
- 2 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 3 貴重品等は、厩舎及び馬場に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 4 厩舎内、馬場を破損するような行為をしないこと。
- 5 厩舎内、馬場及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防、衛生管理及び環境整備に心がけること。
- 6 その他係員の指示に従うこと。

（厩舎使用遵守事項）

- 1 使用責任者は、厩舎（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 2 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 3 厩舎での喫煙はしないこと。
- 4 ガスストーブを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 5 敷わら等の処分は、所定の場所へ行くこと。
- 6 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 7 使用後は、厩舎内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にすること。

■ 新潟大学旭町体育館使用心得

旭町体育館の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日の午後5時までに学務部学生支援課又は医歯学系事務部から鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず玄関を施錠の上、速やかに貸出しを受けた課又は事務部に返却すること。
- 2 使用当日が、平日の午後5時以降、土曜日、日曜

新潟大学体育施設及び課外活動施設使用心得

旭町グラウンド、旭町サークル共用施設、ボート艇庫

日及び休日の場合は、医学部医学科受付窓口から鍵の貸出しを受け、当日の午後9時までに医学部医学科受付窓口に戻却すること。ただし、学務部学生支援課から鍵の貸出しを受ける場合は、土曜日、日曜日及び休日の直前の平日の午後5時までに貸出しを受け、返却は直後の平日の午前中までに学務部学生支援課に戻却すること。

- 3 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 4 使用を許可された者以外の者は使用できないこと。
- 5 体育館での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- 6 貴重品や私物は、更衣室等に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 7 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 8 体育館内を汚損するような行為をしないこと。
- 9 体育館内に土足で入らないこと。
- 10 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 11 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 12 使用後は、体育館内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にすること。
- 13 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学旭町グラウンド使用心得

旭町グラウンドの使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 許可された使用日及び使用時間は厳守すること。
- 2 グラウンド内に自動車、オートバイ、自転車等を乗り入れないこと。
- 3 軟弱な場所及び水たまりの生じた場所の使用を避けること。
- 4 使用後は、地ならし等の整備を行い、グラウンドの保全に努めること。
- 5 使用後は、ごみ等の後始末を励行すること。
- 6 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学旭町サークル共用施設使用心得

旭町サークル共用施設の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほか、この心得を遵守すること。

- 1 使用責任者は、使用当日の午後5時までに医歯学系事務部から建物玄関の鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず建物玄関を施錠の上、速やかに医歯学系事務部に返却すること。
- 2 使用当日が、平日の午後5時以降、土曜日、日曜日及び休日の場合は、医学部医学科受付窓口から建

物玄関の鍵の貸出しを受け、使用後は、必ず建物玄関を施錠の上、当日の午後9時までに医学部医学科受付窓口に戻却すること。

- 3 ミーティング室、アリーナ、トレーニング室及び武道場を使用する場合、使用責任者は、建物玄関の鍵の貸出しを受ける際に使用する施設出入口の鍵の貸出しを受け、使用後は必ず使用した施設出入口を施錠の上、建物玄関の鍵とともに返却すること。
- 4 ミーティング室及びトレーニング室に設備されている冷暖房装置の使用は、大学が指定する冷房期間又は暖房期間に限ることとし、使用する場合、使用責任者は、建物玄関の鍵の貸出しを受ける際に使用する施設の冷暖房装置（リモコン）の貸出しを受け、使用後は必ず使用した施設の冷暖房装置の停止を確認の上、建物玄関の鍵とともに返却すること。
- 5 課外活動以外の目的の使用又は転貸してはならないこと。
- 6 許可された使用期間、使用日及び使用時間は厳守すること。
- 7 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。
- 8 温水シャワーを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は、器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 9 サークル共用施設での喫煙はしないこと。
- 10 貴重品等は、サークル共用施設に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 11 更衣室及び更衣ロッカーを占有しないこと。
- 12 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 13 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 14 施設・設備等を無断で改変しないこと。
- 15 電気・ガス・水道の使用にあたっては、節約に努めること。
- 16 騒音防止に努めること。
- 17 掲示等は、行わないこと。
- 18 サークル共用施設内を汚損するような行為をしないこと。
- 19 土足禁止区域内に土足で入らないこと。
- 20 使用後は、サークル共用施設内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にすること。
- 21 その他係員の指示に従うこと。

■ 新潟大学ボート艇庫等使用心得

ボート艇庫及び艇の使用については、新潟大学課外活動施設使用細則で定めるもののほかこの心得を遵守すること。

- 1 艇庫内の合宿室、厨房、食堂、浴室、洗濯室及び

機械室（14日を限度として使用を認められる短期使用の施設）を合宿等で使用する場合は、使用責任者を定め、使用日の3日前までに所定の使用願を副学長のうち学長が指名した者（以下「副学長」という。）に提出し、許可を得ること。

- 2 使用責任者は、格納庫、ミーティングルーム、男子更衣室、用具室及びブイアンカー置場（4月1日から翌年の3月31日までの使用を認められる長期使用の施設）の使用許可を受ける際、学務部学生支援課から玄関、格納庫シャッター及びブイアンカー置場の鍵の貸出しを受け、責任をもって保管し、長期使用施設の許可期間が終了する際に、返却すること。
- 3 許可された合宿以外には、艇庫に宿泊しないこと。
- 4 艇の使用時間は、午前8時30分から日没までとする。ただし、やむを得ない理由により使用時間を変更する必要がある場合は、副学長に届け出て許可を得ること。
- 5 艇庫及び艇の使用時間は厳守すること。
- 6 使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸してはならないこと。
- 7 設備されているものを除き、火気は使用しないこと。特別の事由により、設備されている以外に必要な場合は、事前に学務部学生支援課に連絡すること。
- 8 厨房、浴室用ボイラーを使用する場合は、不点火によるガス漏れ等取扱いに十分注意し、使用後は器具のスイッチ及び元栓等を確実に閉めること。
- 9 艇庫での喫煙はしないこと。
- 10 貴重品等は、艇庫に放置しないで各自責任をもって保管し、盗難防止に努めること。
- 11 艇庫及びその周囲は、常に整理整頓し、火災予防及び環境整備に心がけること。
- 12 電気、ガス、水道の使用にあたっては、節約に努めること。
- 13 備品等を使用した後は、数を確認し、所定の場所に格納すること。
- 14 備品等は、無断で所定の場所以外に移動しないこと。
- 15 艇庫内を汚損するような行為をしないこと。
- 16 掲示等は、所定の場所以外に行わないこと。
- 17 使用後は、艇庫内の火気の点検、整理整頓、清掃、消灯及び施錠を確実にすること。
- 18 艇を使用する者は、使用する前後には必ず整備点検し、異常があった場合には使用せず、速やかに学務部学生支援課に連絡すること。
- 19 その他係員の指示に従うこと。

17 新潟大学学寮規程

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第88条及び第89条並びに新潟大学大学院学則（平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づき、新潟大学寄宿舍（以下「学寮」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 学寮は、学生に安定した生活の場を提供し、修学上の便宜を図ることを目的とする。

（管理運営）

第3条 学寮の管理運営責任者は、教育・学生支援機構キャンパスライフ支援センター長とする。

2 学寮の管理運営に関する具体的な方策は、大学教育委員会学生支援専門委員会が審議する。

（定員等）

第4条 学寮の名称、収容対象及び定員は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	収容対象	定 員
五十嵐寮A棟	学部及び養護教諭特別別科の男子学生	200人
五十嵐寮B棟	学部及び養護教諭特別別科の女子学生	200人
六花寮男子棟	学部、養護教諭特別別科及び研究科の男子学生	100人 (外国人留学生20人を含む。)
六花寮女子棟	学部、養護教諭特別別科及び研究科の女子学生	100人 (外国人留学生20人を含む。)

（入寮願）

第5条 学寮に入寮することを希望する学生は、学寮入寮願（別記様式第1号）その他必要と認める書類を管理運営責任者に提出しなければならない。

（入寮許可）

第6条 入寮許可は、別に定めるところにより選考の上、管理運営責任者が行う。

2 管理運営責任者は、入寮を許可したときは、入寮許可通知書（別記様式第2号）により本人に通知するものとする。

（入寮手続）

第7条 入寮を許可された者（以下「寮生」という。）は、入寮届（別記様式第3号）、誓約書（別記様式第4号）その他必要と認める書類を入寮許可通知書に指定する期日までに管理運営責任者に提出し、入寮しなければならない。ただし、管理運営責任者が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項の手続を所定の期限内に完了しない場合は、

許可を取り消すことがある。

(在寮期間)

第8条 在寮期間は、原則として、学部の学生にあっては、学則第39条第1項に規定する修業年限、養護教諭特別別科の学生にあっては、新潟大学養護教諭特別別科規程（平成16年規程第161号）第6条に規定する修業年限及び研究科の学生にあっては、大学院学則第15条に規定する標準修業年限の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が特別の理由があると認められた場合は、別に定めるところにより在寮期間の延長を許可することができる。

(寄宿料の納付)

第9条 寮生は、国立大学法人新潟大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第102号）第12条に定める寄宿料を、毎月15日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付することができるものとする。

2 入退寮の日が月の中途である場合であっても、寄宿料は1箇月分を納付しなければならない。

(光熱水料)

第10条 寮生は、別表の負担区分により光熱水料を負担するものとする。

2 前項の光熱水料は、別に定める額を毎月所定の日までに、管理運営責任者の指定する者に納入しなければならない。

(施設設備の保全等)

第11条 寮生は、学寮の施設設備の保全、防火、保健衛生、災害防止、秩序維持等に留意し、快適な環境の保持に努めるとともに、施設設備の保全等にかかる管理運営責任者の指示に従うものとする。

2 寮生が故意又は重大な過失により、学寮の施設設備及び備品を滅失し、破損し、又は汚損したときは、直ちに管理運営責任者に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮)

第12条 退寮を希望する寮生は、退寮を希望する日の15日前までに管理運営責任者に退寮願（別記様式第5号）を提出し、許可を受けるものとする。ただし、休業期間中のみの退寮は認めない。

2 管理運営責任者は、退寮を許可したときは、退寮許可通知書（別記様式第6号）により本人に通知するものとする。

(退寮命令)

第13条 寮生が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運営責任者は退寮を命ずることができる。

(1) 3箇月以上寄宿料又は第10条第1項の光熱水料の納入を怠ったとき。

(2) 共同生活の秩序を著しく乱す行為があったとき。

(3) 第11条第2項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。

(4) 疾病その他保健衛生上、共同生活に適しないと認められるとき。

(5) その他学寮の管理上著しく支障を来す行為があったとき。

2 管理運営責任者は、退寮を命じたときは、退寮命令通知書（別記様式第7号）により本人に通知するものとする。

(退去)

第14条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに学寮から退去しなければならない。

(1) 学生の身分を失ったとき。

(2) 在寮期間が満了したとき。

(3) 第7条第2項の規定により、入寮の許可を取り消されたとき。

(4) 前条第1項の規定により、退寮を命ぜられたとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により学寮を退去する寮生は、退去しようとする日の15日前までに管理運営責任者に退寮届（別記様式第8号）を提出するものとする。

(退去時の点検)

第15条 寮生は、退去(居室を変更する場合を含む。)に当たり、居室その他居室に附属する設備、備品等について管理運営責任者が指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(寮生以外の者の宿泊)

第16条 学寮には、入寮を許可された棟の寮生以外の者を宿泊させてはならない。

(遵守事項等)

第17条 寮生は、この規程及び別に定める生活の心得のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 居室の全部又は一部を他人に転貸しないこと。

(2) 居室を居住の用以外の目的に使用しないこと。

(3) 居室の施設設備に工作等を行わないこと。

(4) 居室の設備を移動し、又は、備品等を居室外に持ち出さないこと。

2 寮生は、学寮の管理運営に係る管理運営責任者の指示に従わなければならない。

(事務)

第18条 学寮に関する事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、学寮の運営管理に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第10条関係）

五 十 嵐 寮 負 担 区 分

	電気		水道		ガス		備考
	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	
居 室	×	○			×	○	
各階共通施設							
廊 下	○	×					
娯楽・談話室	○	×			○	×	
補食室（照明）	○	×					
補食室（調理）	×	○	×	○	×	○	
ト イ レ	○	×	×	○			
浴室・洗面所	○	×	×	○	×	○	
洗濯場（照明）	○	×					
洗濯場（器具）	×	○	×	○	×	○	
その他施設							
玄 関	○	×					
ホ ー ル	○	×					
管 理 部 門							
事 務 室	○	×	○	×	○	×	
放 送 室	○	×	○	×	○	×	
作 業 員 室	○	×			○	×	
宿 直 室	○	×	○	×	○	×	
倉 庫	○	×					
機 械 室	○	×	○	×			
火災報知器標示	○	×					
防 犯 灯	○	×					
基 本 料	○	×	○	×	○	×	

六 花 寮 負 担 区 分

	電気		水道		ガス		備考
	大学	寮生	大学	寮生	大学	寮生	
居 室	×	○					
各階ユニット施設							
廊 下	×	○					
ダイニング(照明)	×	○					
ダイニング(調理)	×	○	×	○			
ト イ レ	×	○	×	○			
浴室・洗面所	×	○	×	○	×	○	
洗濯室(照明)	×	○					
洗濯室(器具)	×	○	×	○			
そ の 他 施 設							
玄 関	○	×					
メールコーナー	○	×					
集 会 室	○	×					
共 同 廊 下	○	×					
階 段 ホ ール	○	×					
共同キッチン	○	×	○	×			
共同トイレ	○	×	○	×			
管 理 部 門							
管 理 室	○	×	○	×			
休 憩 室	○	×					
ト イ レ	○	×	○	×			
電 気 室	○	×					
倉 庫	○	×					
火災報知器標示	○	×					
防 犯 灯	○	×					
基 本 料	○	×	○	×	○	×	

Ⅹ 学生の主な利用窓口の所在地・電話番号

学生の主な利用窓口の所在地・電話番号

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号 (025)
学務部学 生 支 援 課(課 外 活 動)	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-7506
〃 〃 (学 寮)	〃	〃	262-6091
〃 〃 (奨 学 金)	〃	〃	262-7337
〃 〃 (授業料免除)	〃	〃	262-6089
〃 〃 (学生相談)	〃	〃	262-6086
〃 教 務 課(教育全般)	〃	〃	262-6303
〃 〃 (連携教育)	〃	〃	262-6309
〃 〃 (教員免許)	〃	〃	262-5512
〃 〃 (大学院生支援)	〃	〃	262-6650
〃 キャリア支援課(就 職)	〃	〃	262-6087
〃 留学交流推進課(海外留学情報)	〃	〃	262-7332
人 文 学 部	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-6281
教 育 学 部	〃	〃	262-7096
法 学 部	〃	〃	262-6283
経 済 科 学 部	〃	〃	262-6284
理 学 部	〃	〃	262-6106
医 学 部 医 学 科	951-8510	新潟市中央区旭町通1番町757番地	227-2015
〃 保 健 学 科	951-8518	新潟市中央区旭町通2番町746番地	227-2357
歯 学 部	951-8514	新潟市中央区学校町通2番町5274番地	227-2798
工 学 部	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-6709
農 学 部	〃	〃	262-6605
創 生 学 部	〃	〃	262-6998
大学院教育実践学 研究科	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-7107
大学院現代社会文化 研究科	〃	〃	262-6826
大学院自然科学 研究科	〃	〃	262-7387
大学院医歯学総合 研究科(医科)	951-8510	新潟市中央区旭町通1番町757番地	227-2003
大学院医歯学総合 研究科(歯科)	951-8514	新潟市中央区学校町通2番町5274番地	227-2798
大学院保健学 研究科	951-8518	新潟市中央区旭町通2番町746番地	227-2357
養 護 教 諭 特 別 別 科	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-7107
附 属 図 書 館 (中央図書館)	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-6221
附 属 図 書 館 (医歯学図書館)	951-8525	新潟市中央区旭町通1番町754番地	227-0694
保 健 管 理 セ ン タ ー	950-2181	新潟市西区五十嵐2の町8050番地	262-6244
保 健 管 理 セ ン タ ー 旭 町 分 室	951-8510	新潟市中央区旭町通1番町754番地	227-2040

新潟大学学生歌

中村千栄子 作詞
箕作秋吉 作曲
1954.12.15

J = 60 *mf*

The musical score is written on a grand staff with a treble clef, a key signature of two flats (B-flat and E-flat), and a 4/4 time signature. The tempo is marked as quarter note = 60 (J=60) and the dynamic is mezzo-forte (mf). The score consists of eight staves of music with lyrics written below each staff. The lyrics are: はるかすこしのやまなみゆ、うきゅうのときをきざみてみや、くみやくとおおらかにありい、ただきのゆきのしろきはつ、どいよるこころをきよめと、こしへのまこととむるか、がやけるまなこはぐくむ。

一、みはるかす越の山なみ

悠久の時を刻みて

脈々と大らかにあり

頂の雪の白きは

つどい寄る心を潔め

永遠の真理求むる

輝ける眼育む

二、かすみ立つ佐渡が島やま

古えのあわれを籠めて

遥々と鎮まりてあり

岩まきて砕くる波は

たゆみなく真砂磨きて

誠実の友を求むる

くもりなき叡知養う

三、黄金なすひろき稲はら

粒々の辛苦をひめて

黙々と健かにあり

豊かなる生命の糧は

まどかなる国原にこそ

学び舎を守る誓いは

真なる平和を築く

新潟大学応援歌

俵山喜秋 詞
團伊玖磨 曲

Tempo di marcia (♩ = Ca 112)
明るく行進曲風に。

(一)くおんのせい の あかしぞと しこんのそらに
あざやかに りっかの はたは ひるがへる りっかの はたは
ひるがえる す す まんか な いー ざ す す
め は ー け んを めー ざ す わ か う ど
よ あ あ ー どうど う の そ の こ こ
ろ

一、久遠くおんの生せいの 証明あかしぞと
紫紺しえんの空に 鮮あざかに
六花りゅうの旗は 翻かる
進しんまん哉 いざ進しんめ
覇は権を目めざす 若人わかよ
ああ堂々どうどうのその精神せいしん

二、不滅ふめつの真理しんり 求めつ
試練しれんの園に 高たからかに
六花りゅうの旗は 翻かる
示しさん哉 いざ示しせ
精銳せいえい拳こぶしる 若人わかよ
ああ団結だんけつのその力ちから

三、歴史れきしの流れ 此処こゝに今
贈たまりし塩しほの 色見いろみせて
六花りゅうの旗は 翻かる
仰うやがん哉 いざ仰うやげ
勝利しょうりを謳うたう 若人わかよ
ああ燦爛さんらんのその榮は華まり

学 生 便 覧

2023

発行日 令和5年4月1日

編集 新潟大学学務部
発行

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地 (☎025-262-6303)

